

# 大和町第三次環境基本計画

七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り  
次世代へ引き継ぐまち 大和



令和6年3月

大和町



## はじめに

大和町は、令和4年3月に大和町第五次総合計画を策定し、「七ツ森の輝く緑元気なくらしが広がる 大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」を町の将来像に掲げ、さまざまな施策を計画的に推進しています。

近年、私たちを取り巻く社会環境は、全国的な少子・超高齢社会の到来、温室効果ガスの増加による地球温暖化の進展、頻発する大規模な自然災害の発生など、平穏な日常が危ぶまれる事象が多発しています。

持続可能な社会を実現していくため、再生可能エネルギーの活用を図りながら「カーボンニュートラル」の実現や、七ツ森をはじめ、船形連峰、吉田川や平地に広がる田園風景などを有するまちとして「自然と共生する社会」と「災害に強いまちづくり」の達成に向けて、町民及び事業者と町のそれぞれに、本町の豊かな自然と共生する行動が求められています。

私たちは、美しくきれいなふるさとを未来の子どもたちへと引き継ぐ責任のもと、平成15年3月に大和町環境基本条例を制定するとともに「大和町環境基本計画」を策定し、環境マネジメントシステム(たいわEMS)の導入や、公共施設などへの太陽光発電施設の設置により環境に配慮した施策を実施してまいりました。

また、現在の環境問題をめぐる動きや町民意識を踏まえ、「七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り次世代へ引き継ぐまち 大和」をまちの環境像に掲げ、新たに『大和町第三次環境基本計画』を策定しました。

本計画により、環境保全施策の推進を図り、「私たち一人ひとりができること」として、町民及び事業者と町が幅広く連携し、協働して環境を保全するとともに、日常生活や教育の現場において環境に配慮した活動を推進し、大和町の豊かで自然あふれた環境を未来の子どもたちに引き継いでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました大和町環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

大和町長 浅野 俊彦

# 大和町第三次環境基本計画

## — 目 次 —

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1. 計画の背景 .....	2
(1) 計画策定の趣旨 .....	2
(2) 計画の位置づけ .....	2
2. 計画の期間 .....	3
3. 計画の対象とする環境の範囲 .....	3
4. 計画の推進主体 .....	3
5. 計画の構成 .....	4
<b>第2章 環境に関する現状及び課題</b> .....	5
1. 大和町の環境 .....	6
(1) 大和町の概況 .....	6
(2) 大和町の環境 .....	11
2. 国、県等の環境施策の動き .....	19
(1) 国の動き .....	19
(2) 宮城県の動き .....	20
(3) 大和町の動き .....	20
(4) 近年の環境施策動向のまとめ .....	20
3. 町民意識 .....	26
(1) 町民意識調査(アンケート調査)について .....	26
(2) 結果の概要 .....	26
4. 環境に係る今後のあり方 .....	29
<b>第3章 計画の目標</b> .....	31
1. 計画の基本理念 .....	32
(1) 大和町第五次総合計画 .....	32
(2) 大和町環境基本条例 .....	33
(3) 計画の基本理念 .....	33

2. まちの環境像 .....	34
(1) まちの環境像 .....	34
(2) 環境行動宣言 .....	34
3. 基本方向 .....	36
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>39</b>
1. 施策の体系 .....	40
2. 施策の展開 .....	42
(1) 自然環境の保持、変化の抑制 .....	42
(2) 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全 .....	46
(3) 歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出 .....	49
(4) 持続発展可能な環境社会の形成 .....	52
(5) 広報、学習、啓発、町民参加の推進 .....	56
<b>第5章 環境配慮指針 .....</b>	<b>59</b>
1. 環境に配慮した行動指針 .....	60
(1) 行動指針の位置づけ .....	60
(2) 環境に配慮した主体別の行動指針 .....	60
2. 地域別環境配慮指針 .....	64
(1) 地域別環境配慮指針の位置づけ .....	64
(2) 地域別環境配慮指針 .....	65
<b>第6章 計画の推進方策 .....</b>	<b>69</b>
1. 大和町環境行動計画の策定 .....	70
2. 計画の推進体制 .....	70
3. 計画の進行管理 .....	71
4. 広域的な連携 .....	72
<b>巻末資料 .....</b>	<b>73</b>
1. 用語集 .....	74
2. 大和町環境基本条例 .....	78
3. 大和町環境審議会 .....	84
(1) 委員名簿 .....	84
(2) 計画策定の経緯 .....	84



# 第1章 計画の基本的事項



# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の背景

### (1) 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化や国際化が進むなど、まちづくりを取り巻く社会状況は大きな変化を迎えており、特に、環境面では、地球温暖化、ごみや食品ロスの削減など、社会・経済面をも考慮した視点・考え方で取り組みが求められています。

また、世界規模で深刻化する貧困や飢餓、気候変動などの課題の解決を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が平成27年(2015年)に国連で採択され、次いで2020年以降の温室効果ガスの排出量削減に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の発効など、環境に配慮した取り組みが拡大しています。

本計画は、大和町環境基本条例に基づき、本町の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定める計画であり、『大和町第五次総合計画(令和4年3月)』を頂点とした分野計画のひとつで、環境の側面から総合計画を推進するとともに、令和6年度から令和15年度までの各環境施策の基本となるものです。

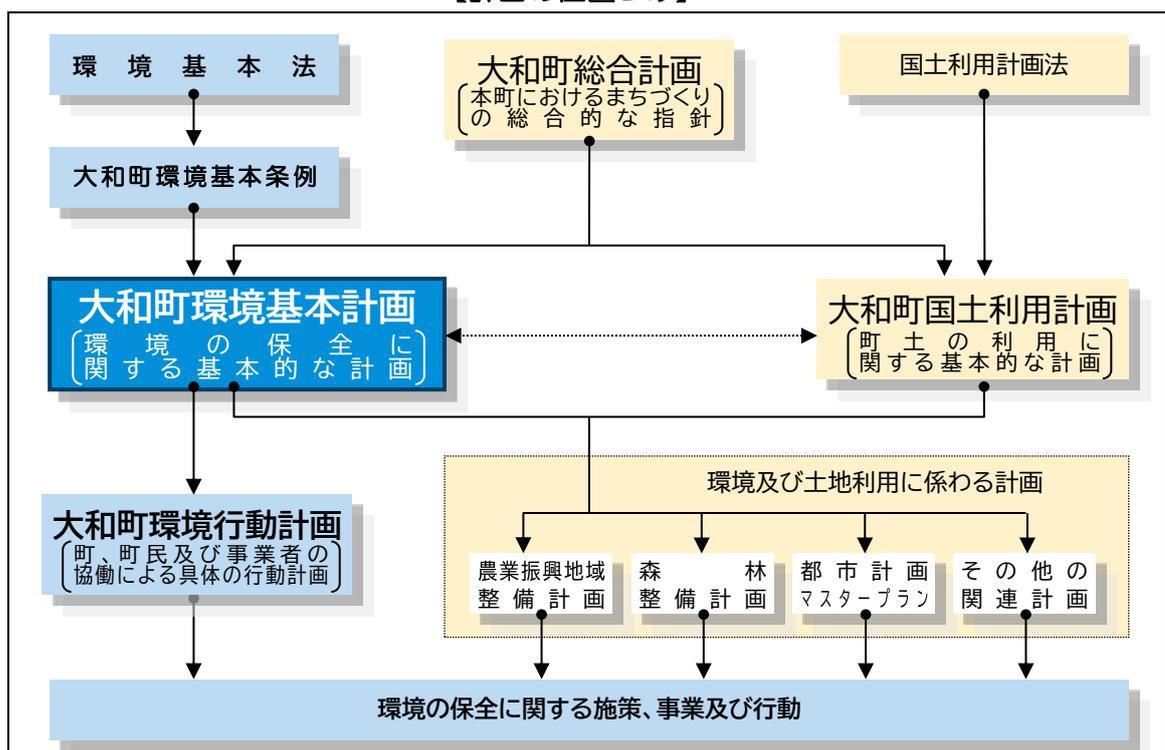
私たちの日常生活に最も身近な美しくきれいなふるさとを未来の子どもたちに引き継いでいくため、町、町民及び事業者それぞれの行動指針などを明確にするとともに、環境保全及び創造のための目標と環境施策を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

『環境基本法』、『宮城県環境基本条例』の趣旨を踏まえ、『大和町環境基本条例』を根拠とする計画で、本町の環境行政の最上位計画です。

本町の施策体系は、『大和町第五次総合計画』を頂点とした分野計画に位置しますが、環境という側面から町の総合計画を推進するとともに、各種計画の環境に係る施策について基本となるものです。

【計画の位置づけ】



## 2. 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)までの10年間を計画期間とし、本町における今後の環境の保全に向けた取り組みを明らかにしていきます。

なお、今後の環境保全に関する課題や社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3. 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、大和町環境基本条例第8条の規定に基づき環境優先の理念の下に、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進することにより環境を保全していきます。

このため、本町の環境を構成する『自然』、『生活』、『文化』及び『資源』の4つに、町、町民及び事業者の協力協働による『参加』を加えた5つの視点や観点から、その現状・課題と今後の保全に向けた取り組みを明らかにしていきます。

- ◇ 環境の範囲
- … (1) 自然（森林、農地、水辺地等）
  - … (2) 生活（大気、水、土壌等）
  - … (3) 文化（歴史的、文化的所産）
  - … (4) 資源（エネルギー、廃棄物等）
  - … (5) 参加（環境の保全に関する取り組み・行動）

## 4. 計画の推進主体

環境問題の多くは、日常生活や事業活動等に伴う環境負荷の増大に起因していることから、本計画においては、大和町環境基本条例第4条から第7条の規定に基づき、町、町民及び事業者が、それぞれの役割の中で良好な環境を保全する責務を果たすために、互いに連携していきます。

町 の 責 務： 環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。

町 民 の 責 務： 日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めます。

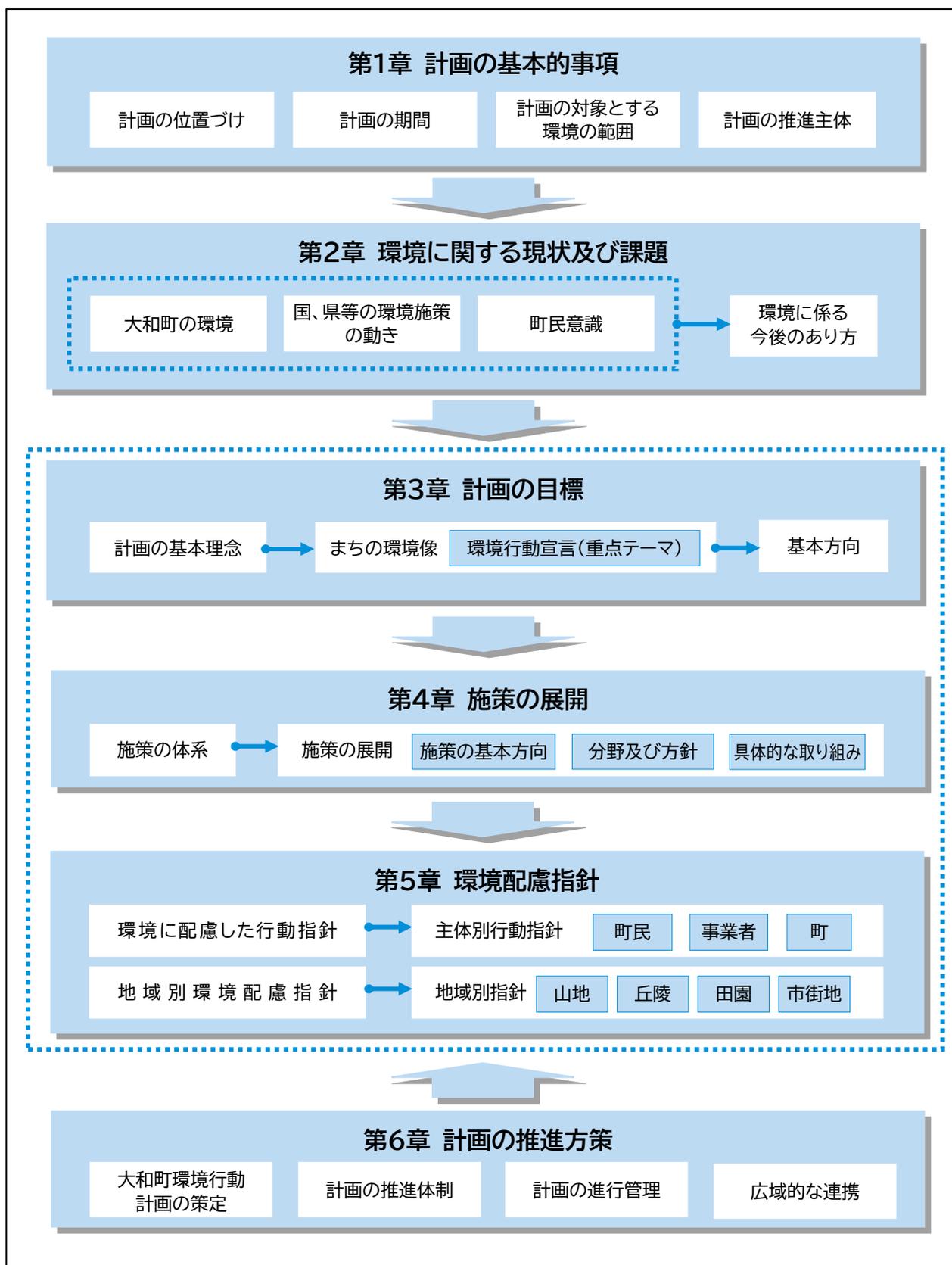
事業者の責務： 事業活動に伴う環境への負荷を低減するように努めます。

各主体の責務： それぞれの役割の中で互いに連携して環境を保全する責務を果たします。

## 5. 計画の構成

本計画の構成は下図のとおりです。

【計画の構成】



## 第2章 環境に関する現状及び課題



## 第2章 環境に関する現状及び課題

### 1. 大和町の環境

#### (1) 大和町の概況

##### ① 位置及び地勢

本町は、宮城県ほぼ中央に位置し、東は大郷町、北は大衡村、西は山形県及び色麻町、南は富谷市、仙台市及び利府町に接しています。

丘陵地と平坦地に大別され、丘陵地帯は奥羽山脈の船形山系に属し、吉岡以東より平坦となっています。

【大和町の位置】

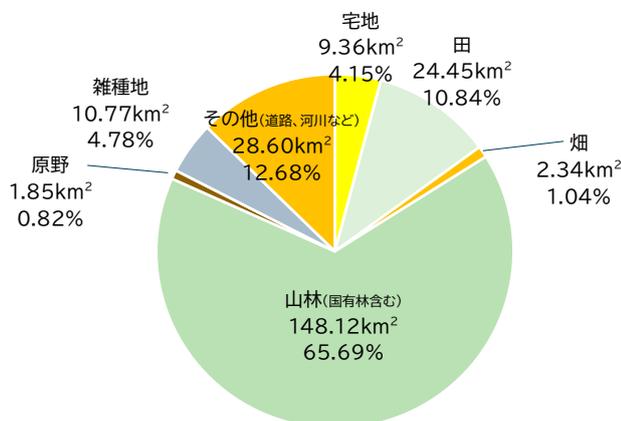


##### ② 地目別面積

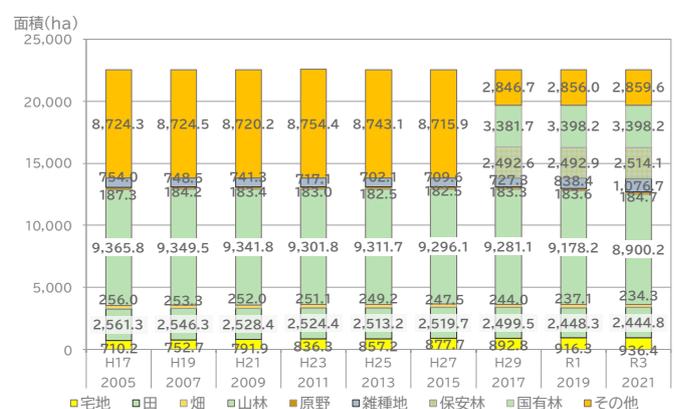
本町の総面積は、令和5年7月1日現在、225.49km<sup>2</sup>となっています。

地目別面積は、山林が町域の約66%、次いで農地(田・畑)が約12%と自然的土地利用が多くを占めており、その構成は概ね横ばいで推移しています。

【地目別面積（令和3年度）】



【地目ごとの動向】



出典：全国都道府県市区町村別面積調

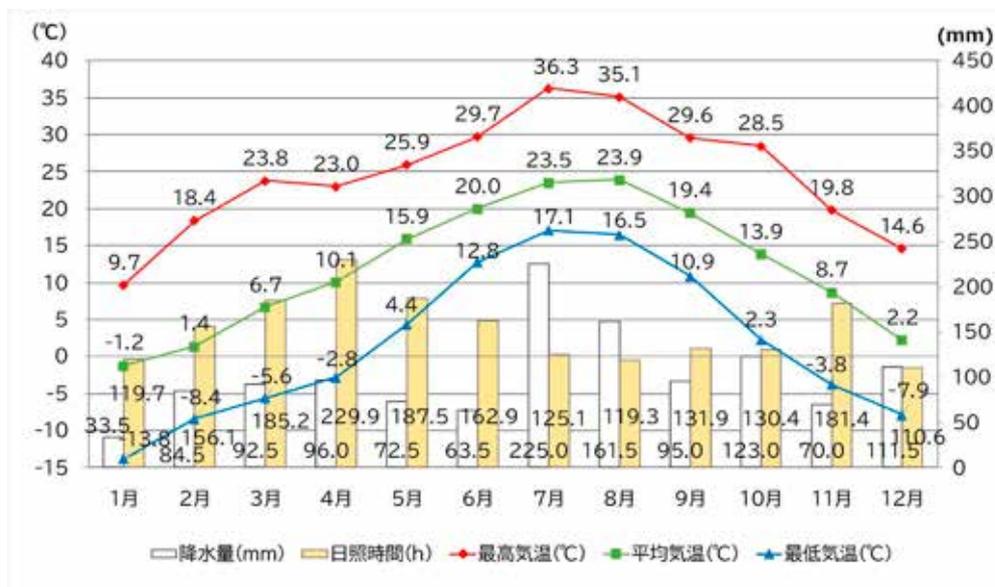
地目別面積は大和町統計書を基に作成(町資料)

注) 国有林及び保安林は、平成27年以前は「その他」で集計

### ③ 気象

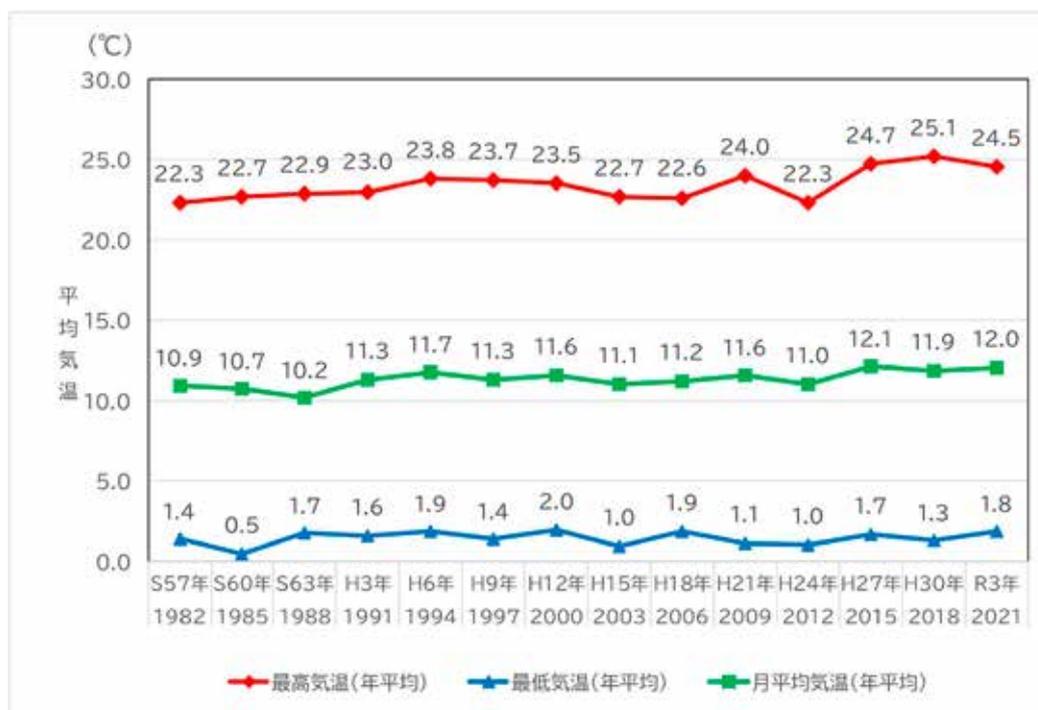
本町の気象(令和3年)は、気温は概ね-14℃(最低気温)から36℃(最高気温)の範囲であり、年間平均気温は12.0℃となっています。また、年間総降水量は1,229mm、年間総日照時間は1,840時間となっています。

【月別の気温・降水量・日照時間（令和3年）】



出典:大和町統計書

【気象データの推移】



出典:大和町統計書

#### ④ 人口

本町の人口は、令和2年国勢調査において28,786人となっています。

戦後の昭和25年から昭和35年までは増加傾向、昭和35年以降は減少及び横ばい、平成2年以降は大規模な住宅地の開発に伴い増加傾向で推移していましたが、住民基本台帳ベースでは平成27年以降減少に転じ、令和5年3月末現在で28,098人となっています。

【人口の推移】



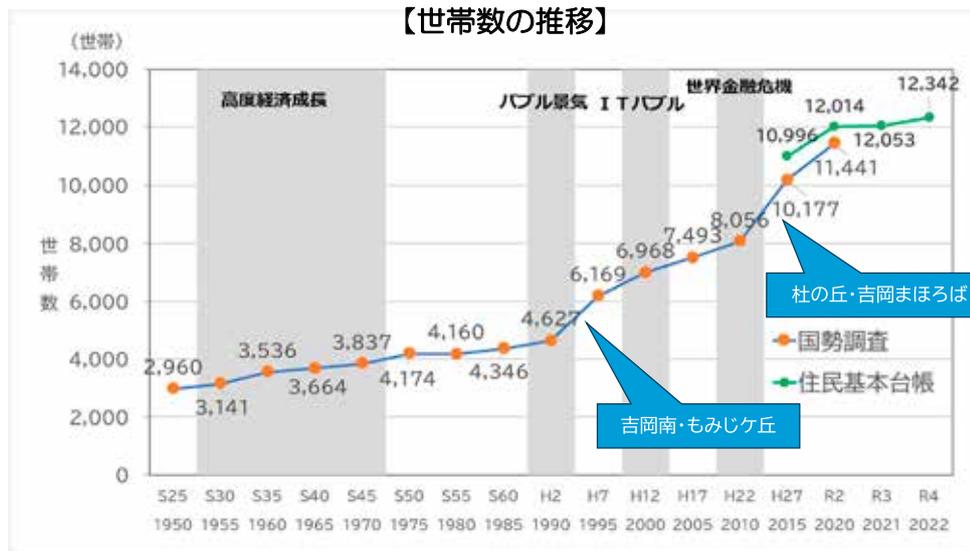
出典:国勢調査(各年10/1)、住民基本台帳(各年度末(翌年3月末))

#### ⑤ 世帯

本町の世帯数は、令和2年国勢調査において11,441世帯となっています。

戦後の昭和25年から平成2年までは緩やかな増加傾向、平成2年以降は大規模な住宅地の開発に伴い増加傾向で推移していましたが、住民基本台帳ベースでは令和2年以降の伸び率が鈍化してきています。

【世帯数の推移】



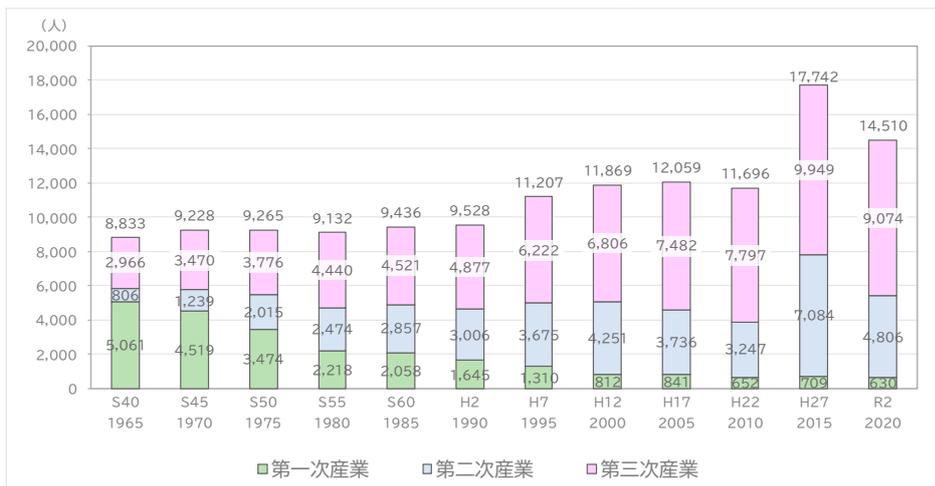
出典:国勢調査(各年10/1)、住民基本台帳(各年度末(翌年3月末))

## ⑥ 産業

本町の就業人口は、令和2年国勢調査において14,510人となっています。

産業別にみると、第一次産業は令和2年の就業者数が630人と、昭和40年(5,061人)の1割強の水準に低下しています。第二次産業は平成12年までは増加傾向にありましたが、その後増減を繰り返しています。第三次産業は増加を続けており、令和2年現在で9,074人と、就業人口全体の約6割を占めています。

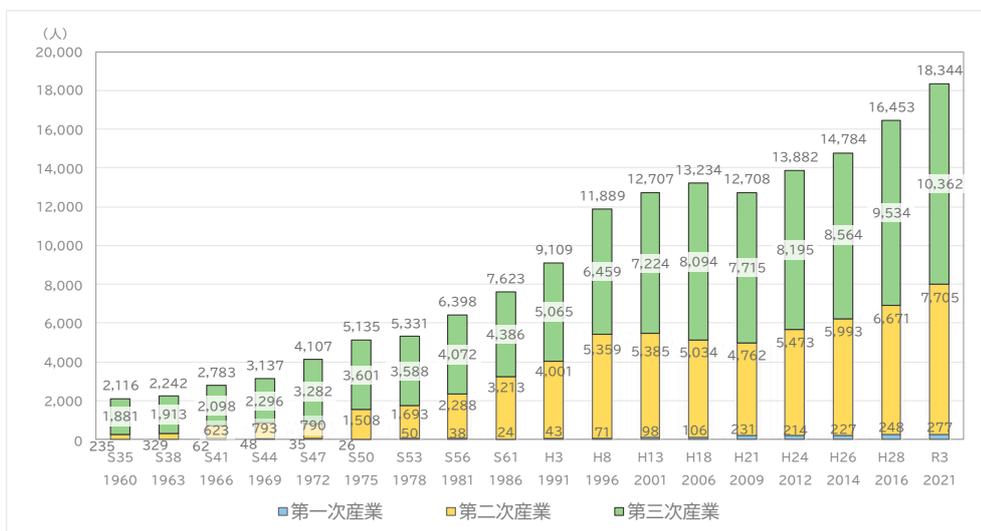
【産業別就業人口の推移】



出典:国勢調査

また、本町の各事業所における従業者数は、令和3年現在18,344人となっており、産業別の割合にはやや変動があるものの、総従業者数は増加傾向で推移しています。

【産業別従業者数の推移】



出典:事業所・企業統計調査、経済センサス

## ⑦ 農業

本町の農家数は、令和2年現在472戸であり、平成2年からの30年間で約72%(1,220戸)減少しています。

経営耕地面積は、令和2年現在2,160haと、平成2年の約58%に減少しています。

【総農家数及び経営耕地面積の推移】



出典：農林業センサス、大和町統計書

注)農家とは、経営耕地面積が10アール以上の農家を営む世帯及び経営耕地面積が10アール未満でも、調査期日前1年間の農産物販売額が15万円以上であった世帯

## (2) 大和町の環境

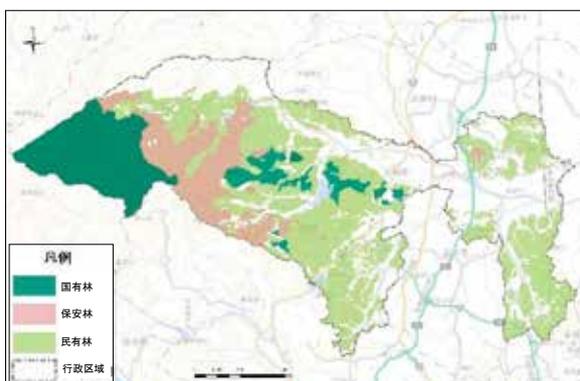
各種環境指標等からみた本町の環境の状況は以下のとおりです。

### ① 自然（国有林、保安林、自然環境保全地域、農用地区域等）

全体の約66%が森林で、西部に県立自然公園船形連峰を有し、美しい自然に恵まれています。西部地域に国有林や保安林に指定された森林が分布し、町のほぼ中央には吉田川が東西に流れ、これに沿って広がる平坦地は市街地を除き農業振興地域に指定され、米作中心の農業地帯となっています。

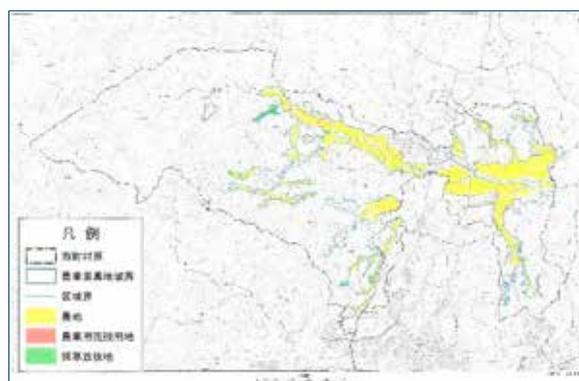
本町は、「緑の募金の森整備事業」をはじめ、森林の育成・保全活動に積極的に取り組んでいます。

【国有林、保安林等の分布状況】



出典：国土数値情報

【農業振興地域土地利用計画図】



出典：大和農業振興地域整備計画書(H30.6)

【森林保全活動への参加状況】

実施年度	森林の育成保全活動の回数	森林保全活動への参加人数	実施事業内訳
令和元年度 (2019)	4回	46人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の募金の森整備事業</li> <li>・ 吉田みどりの少年団への県大会参加支援</li> <li>・ 吉田みどりの少年団林業体験アオダモの木植樹</li> <li>・ 吉田みどりの少年団林業体験秋季活動</li> </ul>
令和2年度 (2020)	4回	68人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町制施行65周年記念樹</li> <li>・ 緑の募金の森整備事業</li> <li>・ 吉田みどりの少年団への県大会参加支援</li> <li>・ 吉田みどりの少年団林業体験アオダモの木植樹</li> </ul>
令和3年度 (2021)	3回	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の募金の森整備事業</li> <li>・ 吉田沢渡の榎の木樹木診断</li> <li>・ 吉田みどりの少年団林業体験アオダモの木植樹</li> </ul>
令和4年度 (2022)	4回	20人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の募金の森整備事業</li> <li>・ 吉田沢渡の榎の木樹木養生措置業務</li> <li>・ 吉田みどりの少年団への県大会参加支援</li> <li>・ 吉田みどりの少年団林業体験アオダモの木植樹</li> </ul>

資料：町資料

## ② 生活（大気、水質、騒音）

本町の令和2年度現在の二酸化炭素排出量は859千t-CO<sub>2</sub>であり、平成29年度以降、横ばいの傾向にありますが、長期的にみると増加傾向にあります。二酸化炭素排出量の特徴をみると、全体の8割を産業部門が占めており、二酸化炭素排出量の長期的な増加も産業部門の排出増加によるものです。

再生可能エネルギーの導入容量は、令和4年度現在、太陽光発電による134,283KWであり、発電電力量の約32%を占めています。

大気環境指数は、過去2年間で各種環境基準を概ね満たしています。

河川水質は、吉田川、竹林川、善川及び西川の4箇所で測定していますが、いずれも各種環境基準を満たしています。

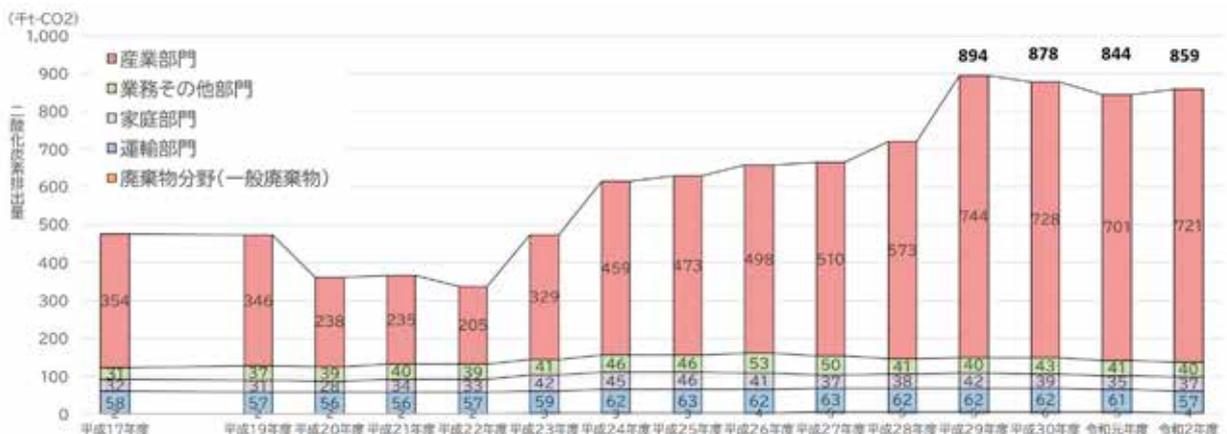
下水道普及率は、令和4年度現在で92.9%（公共下水道94.8%、農業集落排水87.4%、合併浄化槽70.4%）となっています。

防災ハザードマップによると、吉岡地区の市街地を含む吉田川流域の低平地は広い範囲で水害の危険性がある地域となっています。

環境騒音は、吉岡地区の2箇所で昼夜間に測定されており、令和4年度現在で2箇所とも、昼間の環境基準は満たしていますが夜間の環境基準を超過していました。

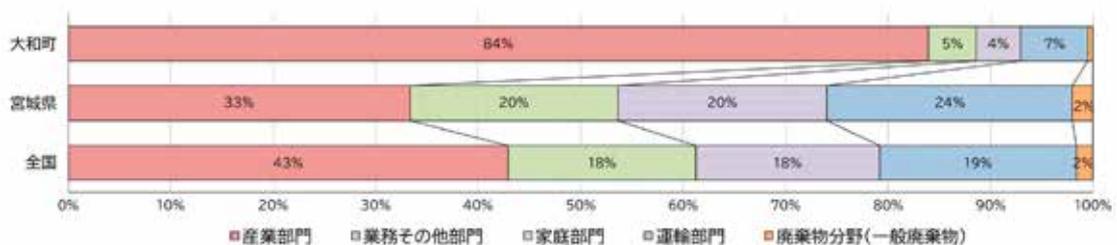
自動車騒音は、吉岡地区1箇所、落合地区1箇所で昼夜間に測定されていますが、令和4年度現在でいずれも環境基準を満たしています。

【二酸化炭素排出量の推移】



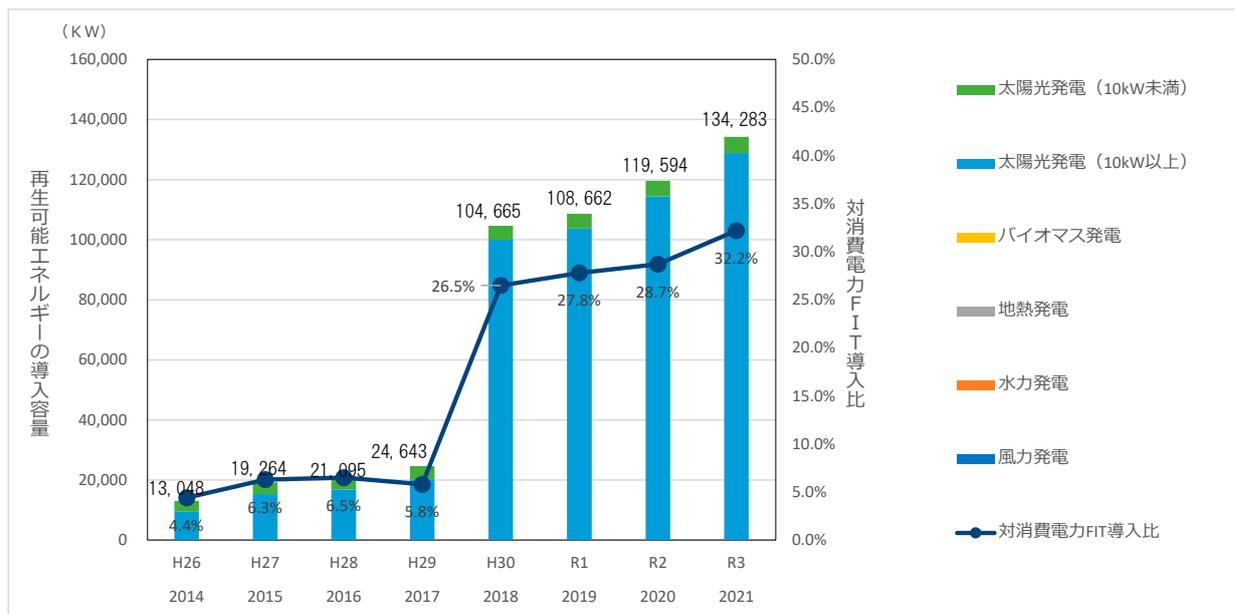
出典:環境省

【大和町、宮城県、全国の二酸化炭素排出量の比較（令和2年度）】



出典:環境省

【再生可能エネルギーの導入容量と発電電力量の構成比の推移】



出典:環境省

【大気汚染に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	環境基準
大気環境指数	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 0.034 基準超過 0時間	日平均値 0.029 基準超過 0時間	日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	光化学オキシダント Ox (ppm)	基準超過 146時間 0.090	基準超過 91時間 0.072	1時間値が 0.06ppm 以下
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)	日平均値 0.015	日平均値 0.012	日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
	微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m <sup>3</sup> )	年平均値 9.5 日平均値 23.5	年平均値 8.8 日平均値 19.0	年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下

出典:宮城県環境白書

【生活環境の保全（水質）に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	環境基準
河川水質				
吉田川 (高田橋)	水素イオン濃度 (ph)	8.1	7.8	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)	0.5 未満	1.9	3 以下 (B 類型)
	浮遊物質 (mg/l)	10	3	25 以下
	溶存酸素 (mg/l)	10	11	5 以上 (B 類型)
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	22,000	12	(R3 まで) 5,000 以下 (B 類型) (R4 以降) 1,000 以下 (B 類型)

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	環境基準
竹林川 (御天皇橋)	水素イオン濃度 (ph)	7.4	7.8	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	0.7	1.7	3 以下 (B 類型)
	浮遊物質 (mg/ℓ)	3	3	25 以下
	溶存酸素 (mg/ℓ)	10	12	5 以上 (B 類型)
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	33,000	110	(R3 まで) 5,000 以下 (B 類型) (R4 以降) 1,000 以下 (B 類型)
善川 (大橋)	水素イオン濃度 (ph)	7.3	7.2	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	1.3	1.8	3 以下 (B 類型)
	浮遊物質 (mg/ℓ)	5	8	25 以下
	溶存酸素 (mg/ℓ)	9.6	10.0	5 以上 (B 類型)
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7,900	220	(R3 まで) 5,000 以下 (B 類型) (R4 以降) 1,000 以下 (B 類型)
西川 (西川橋)	水素イオン濃度 (ph)	7.8	8.3	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	0.5 未満	2.0	3 以下 (B 類型)
	浮遊物質 (mg/ℓ)	5	8	25 以下
	溶存酸素 (mg/ℓ)	9.7	12.0	5 以上 (B 類型)
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	79,000	50	(R3 まで) 5,000 以下 (B 類型) (R4 以降) 1,000 以下 (B 類型)

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
下水道普及率	公共下水道普及率 (%)	94.25	94.79	
	農業集落排水普及率 (%)	84.78	87.38	
	合併浄化槽普及率 (%)	68.52	70.44	
	全体普及率 (%)	92.16	92.89	

注)令和3年度と令和4年度以降大腸菌群数の数値が大きく異なっているのは、令和4年度から調査方法が変更(※1)になったことによるものです。

令和3年度において大腸菌群数が環境基準を超過していますが、他の検査結果からの生活排水が影響している可能性が低いことから、その原因は農業用地からの排水の影響や、令和4年度と比較して令和3年度の採水日の気温が5～7℃高かったことも環境基準を超過した原因であると思われます。なお、令和4年度の大腸菌群数は環境基準値内の数値となっています。

(※1)環境基準設定当時は大腸菌群のみを検出する簡便な技術が無かったため、大腸菌以外の自然由来の細菌等を含めた「大腸菌群数」が環境基準に採用されたが、大腸菌の簡便な培養技術が確立されたことで、検査方法が変わり大腸菌以外の自然由来の細菌等が計測されなくなった。

資料:町資料



## 【騒音に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)	環境基準
騒音測定				
吉岡まほろば二丁目地内 昼間	環境騒音測定 (db)	53	50	55 db
吉岡まほろば二丁目地内 夜間	〃	49	48	45 db
吉岡南二丁目地内 昼間	〃	48	41	55 db
吉岡南二丁目地内 夜間	〃	52	46	45 db
まいの二丁目地内 昼間	自動車騒音測定 (db)	70	70	75 db
まいの二丁目地内 夜間	〃	66	64	70 db
吉岡西原地内 昼間	〃	65	65	75 db
吉岡西原地内 夜間	〃	56	57	70 db

資料:町資料

## ③ 文化（歴史的、文化的所産）

町内には縄文時代の遺跡をはじめ、吉岡八幡神社などの数多くの貴重な歴史や文化遺産が点在しています。これらは文化財として保護・保全が図られているとともに、お祭りなどによって地域の歴史・文化が伝承されています。

## 【宮城県指定文化財】

	種別	名称	所在地	所有者または保持者	指定期月日	
1	民俗文化財	無形民俗文化財 (風俗慣習)	船形山神社の梵天 ばやい	大和町吉田字升沢 108, 109 番地 (鎮座地)	船形山神社	平成8年 12月25日
2	記念物	史跡	鳥屋八幡古墳(2基)	大和町鶴巣鳥屋字天 ヶ沢山1番地の1ほ か	鳥屋八幡神社 ほか	昭和43年 12月13日
3	記念物	史跡	吉岡東官衙遺跡	大和町吉岡東二丁目 9番地の3ほか (吉岡東官衙遺跡公園)	大和町	平成8年 5月31日

## 【大和町指定文化財】

	種別	名称	所在地	所有者または保持者	指定期月日	
1	有形文化財	建造物	天皇寺庫裡	大和町吉岡字天皇寺 184番地の20	天皇寺	平成26年 3月3日
2	有形文化財	建造物	旧宮床伊達家住宅	大和町宮床字下小路 64番地	大和町	平成9年 1月1日
3	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	木造伝聖観音菩薩 坐像	大和町落合報恩寺字 上ノ山31番地	報恩寺	平成30年 4月1日
4	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	吉川十兵衛の測量 関係資料	非公開	個人	平成7年 4月1日
5	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	但木成行招魂之碑	大和町吉田字一ノ坂 28番地	保福寺	令和2年 5月1日
6	民俗文化財	無形民俗文化財 (民俗芸能)	金取代々神楽	大和町吉田字金取北 ほか(金取地区)	金取代々神楽 保存会	平成7年 4月1日
7	記念物	史跡	信楽寺跡	大和町宮床字松倉沢 94番地の1ほか	宮床財産区	平成7年 4月1日

#### ④ 資源（エネルギー、廃棄物、リサイクル）

本町では公共施設に太陽光発電設備の導入を進めており平成25年度から平成27年度にかけて、計60.6kWの容量の設備を導入しました。また、公用車所有台数は、令和4年度現在で54台となっており、そのうち低排出ガス認定車は22台(40.7%)となっています。

本町のごみの年間総排出量は約1万tであり、町民1人が1日当たりに排出するごみの量は約1kgとなっています。また、ごみの年間総排出量のうち、資源化量は約1千tであり、資源化率は約10%となっています。

ごみの不法投棄量は令和4年度現在1.4tであり、回収した粗大ごみの個数は331個にのぼります。

本町の登録資源回収団体は令和4年度現在33団体となっており、年間の回収量は170tとなっています。

本町は平成20年度から町独自の環境マネジメントシステム(たいわEMS)を導入した結果、令和4年度の資源などの使用量は、電気使用量と軽油使用量、水の使用量が前年度の使用量を下回っています。事務用紙に関しては、使用量は前年度を上回り、再資源化率は3.22ポイント減少しています。

#### 【自然エネルギー生産指標】

指標名	具体内容	設置年度	令和4年度年間発電量(kWh)
太陽光発電	大和町役場庁舎太陽光発電設備等導入事業	H25	14,060.33
太陽光発電	大和町保健福祉総合センター太陽光発電設備等導入事業	H26	21,444.47
太陽光発電	大和町宮床中学校太陽光発電設備等導入事業	H27	5,466.24
太陽光発電	大和町鶴巣防災センター太陽光発電設備等導入事業	H27	5,730.00
太陽光発電	大和町落合教育ふれあいセンター太陽光発電設備等導入事業	H27	4,223.26
太陽光発電	大和町吉田教育ふれあいセンター太陽光発電設備等導入事業	H27	4,604.17

資料:町資料

#### 【エネルギーに係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	備考
公用車ハイブリッド導入状況	町所有公用車(台)	54	54	
	内 低排出ガス認定車【星4】(台・%)	22 (40.7)	22 (40.7)	
その他・関連データ	町施設のボイラー排出量等(灯油使用量)	36,514ℓ	34,431ℓ	2,083ℓ減少

資料:町資料



【公用車への次世代自動車の導入】

## 【廃棄物に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
ごみ処理量等	年間ごみ処理量 (t)	10,493	10,445	48 t 減少
	1人1日当たりごみ処理量 (g)	1,018	1,012	6g/人・日減少
	資源化量・率 (t・%)	1,002 (9.6)	987 (9.4)	15 t 減少、 0.2 ポイント減少
ごみ不法投棄量 等	不法投棄量 (t)	1.0	1.4	0.4 t 増加
	不法投棄粗大ごみ数 (個)	462	331	131 個減少

資料:町資料

1人1日当たりごみ処理量=年間ごみ処理量÷住民基本台帳人口(各年度10/1日現在)÷365日

## 【リサイクルに係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
資源回収団体による回収量	登録回収団体数	37	33	4 団体減少
	年間回収量 (t)	188	170	18 t 減少

資料:町資料

## 【たいわEMSに係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
電気・水道・温室効果ガス等状況 (たいわEMS実施状況)	電気使用量 (kWh)	1,541,725	1,194,307	347,418kwh 削減
	ガソリン使用量 (ℓ)	16,060.79	16,606.40	545.6ℓ増加
	軽油使用量 (ℓ)	2,225.5	1,350.0	875.5ℓ減少
	A重油使用量 (ℓ)	54,000	—	R4 年度公衆浴場廃止
	灯油使用量 (ℓ)	36,514	34,431	2,083ℓ減少
	LPGガス使用量 (m <sup>3</sup> )	32.90	34.10	1.2 m <sup>3</sup> 増加
	水の使用量 (m <sup>3</sup> )	12,842	4,377	8,465 m <sup>3</sup> 減少
	事務用紙使用量 (枚)	3,177,819	3,188,368	10,549 枚増加
	再資源化率 (%)	80.98	77.76	3.22 ポイント減少

資料:町資料



【不法投棄を抑制する看板の設置】

### ⑤ 参加（学習、保全活動、その他）

町内全ての小中学校で環境学習を実施しています。

令和4年度の道路クリーン作戦には8事業所、24人、不法投棄物回収撤去活動には20事業所、35人、地域環境美化活動には62地区、620人が参加しています。

令和4年度の苦情の件数は32件で、騒音に関することが7件、悪臭に関することが4件、その他が21件となっており、令和3年度の48件より減少しています。

#### 【学習に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
環境学習実施校	小学校数	6	6	全校で実施
	中学校数	2	2	全校で実施

資料:町資料

#### 【保全活動に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
道路クリーン作戦活動	参加事業所数	8	8	毎年 道の日 8/10 前後に実施
	参加人数(人)	24	24	
不法投棄物回収撤去活動	参加事業所数	5	20	
	参加人数(人)	9	35	
地域環境美化活動	参加地区数	62	62	
	活動回数(回)	548	620	

資料:町資料

#### 【その他の事項に係る環境指標】

指標名	具体内容	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備考
各種苦情件数	騒音に関すること(件)	12	7	5件減少
	水質水濁に関すること(件)	0	0	
	悪臭に関すること(件)	4	4	
	その他(件)	32	21	11件減少

資料:町資料



【道路クリーン作戦】

## 2. 国、県等の環境施策の動き

### (1) 国の動き

我が国においては、総合的な環境戦略として、平成19年6月に『21世紀環境立国戦略』が閣議決定されました。また、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定める環境基本法に基づき、『環境基本計画』を平成6年12月に策定し、その後4回(平成12年12月、18年4月、24年4月、30年4月)の改定が行われています。

平成27年の国連サミットにおける誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、国連気候変動枠組条約締約国会議(通称 COP)における世界の温室効果ガス排出量を削減し地球温暖化対策と経済成長の両立を目指し、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする「パリ協定」の採択など、環境に関する世界的な動きがありました。

国では、平成28年に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・外務大臣を副本部長、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置し、日本が2030アジェンダを実施し、2030年までに国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略を策定しました。

その後、平成30年に策定された国の「第五次環境基本計画」は、環境に関する課題のみでなく、多分野を横断する6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことに加え、地域の活力を最大限に発揮する地域循環共生圏の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくことが位置づけられています。

また、令和2年に首相の所信表明演説において脱炭素社会の実現に向けて「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

#### 【地域循環共生圏のイメージ】



出典：第五次環境基本計画(環境省)

## (2) 宮城県の動き

宮城県では、令和3年度(2021)を始期とする県政運営の基本的な指針である『新・宮城の将来ビジョン』を策定し、政策推進の基本方向として「強靱で自然と調和した県土づくり」を掲げるとともに、すべての施策に持続可能な開発目標(SDGs)との関係を明記しています。

環境面では、環境基本条例(平成7年宮城県条例第16号)第9条に基づき、令和3年3月、「宮城県環境基本計画(第4期)」を策定し、①豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土、②持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会の2つの将来像を掲げ、令和5年3月に「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」等の関連する4計画を統合し、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定しています。

また、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、喫緊の環境問題に対応する施策に充当するための財源として、平成23年4月に「みやぎ環境税」が導入され、「みやぎ環境税」を活用して実施する環境施策の方向性を示すものとして「みやぎグリーン戦略プラン(平成28年3月に新みやぎグリーン戦略プランに改定)」が取りまとめられました。

## (3) 大和町の動き

本町では、平成15年3月に「大和町環境基本計画」、平成28年3月に「大和町第二次環境基本計画」を策定して、具体的な環境施策に取り組んできました。

行動計画については、計画期間の満了に伴い、令和3年4月に「大和町第五次環境行動計画」を策定しています。

令和4年3月は、「大和町第五次総合計画」を策定しており、「七ツ森の輝く緑 元気に暮らしが広がる大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」を将来像として、基本方針のひとつに掲げています。

また、本町では、環境行政の積極的な展開に向けて、大和町役場自らが率先して地球環境問題に取り組むため、平成20年11月に町独自の環境マネジメントシステム(大和町役場環境マネジメントシステム:通称「たいわEMS」)を導入し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりに取り組んでいます。

## (4) 近年の環境施策動向のまとめ

近年の国、県、町の主な環境施策動向のまとめは以下のとおりです。

SDGs等の考え方も踏まえながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことに加え、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくことが位置づけられています。

地球規模では、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、国家間を超えた環境問題への対応が進められています。

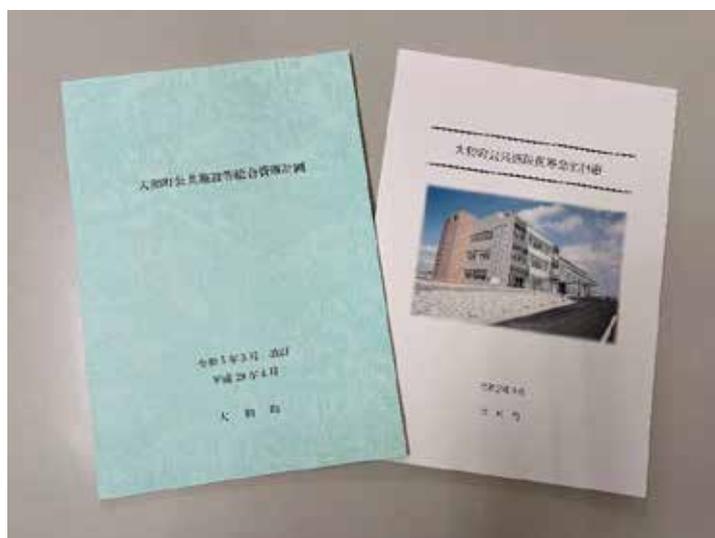
## 【主な環境施策動向のまとめ】

	国	宮 城 県	大 和 町
平成 15 年度 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「エネルギー基本計画」閣議決定 (10 月)</li> <li>● 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」策定</li> <li>● 「産業廃棄物税条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大和町環境行動計画」策定 (前年度に「大和町環境基本計画」策定)</li> </ul>
平成 16 年度 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「景観法」公布</li> <li>● 「気候変動枠組条約京都議定書」公布・発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ふるさと宮城の水循環保全条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源ごみについて 7 種類の分別収集開始</li> <li>● 生ごみリサイクル推進事業 (助成制度) 開始 (平成 24 年度まで実施)</li> </ul>
平成 17 年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「チーム・マイナス 6%」発足</li> <li>● 「我が国における「持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年」の推進方策」策定</li> <li>● 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県環境基本計画 (第 2 期)」策定</li> <li>● 「宮城県循環型社会形成推進計画」策定</li> <li>● 「宮城県環境教育基本方針」改定</li> <li>● 「宮城県環境保全率先行動実行計画 (第 3 期)」策定</li> <li>● 「グリーン購入促進条例」制定</li> <li>● 「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町制施行 50 周年記念事業「記念植樹」、蛇石せせらぎの森に 7 種類 450 本の苗木を植樹</li> </ul>
平成 18 年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第三次環境基本計画」閣議決定 (4 月)</li> <li>● 「第 2 次エネルギー基本計画」閣議決定 (3 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城の将来ビジョン」策定</li> <li>● 「宮城“グリーン”行動促進計画」策定</li> <li>● 「宮城県自然環境保全基本方針」策定</li> <li>● 「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」策定</li> <li>● 「宮城県水循環保全基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合併処理浄化槽整備事業開始</li> <li>● 生ごみリサイクル推進事業 (助成制度) 対象条件緩和</li> </ul>
平成 19 年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「21 世紀環境立国戦略」策定</li> <li>● 「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言」登録の運用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新庁舎基本設計案決定 (環境に配慮した空調システムの採用)</li> </ul>
平成 20 年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生物多様性基本法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和町役場環境マネジメントシステム「たいわ EMS」導入</li> <li>● 「大和町第四次総合計画」策定 (3 月)</li> <li>● 「大和町第四次国土利用計画」策定 (3 月)</li> </ul>
平成 21 年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生物多様性国家戦略 2010」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和町住宅用太陽光発電支援事業の施行 (平成 24 年度まで実施)</li> </ul>
平成 22 年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「チャレンジ 25 キャンペーン」開始</li> <li>● 「名古屋議定書」採択 (生物多様性条約締約国会議)</li> <li>● 「第 3 次エネルギー基本計画」閣議決定 (6 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県環境保全率先行動実行計画 (第 4 期)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新庁舎完成 (環境に配慮した空調システムの整備)</li> <li>● イノシシ捕獲用箱わな購入事業開始</li> </ul>

	国	宮 城 県	大 和 町
平成 23 年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布</li> <li>● 「放射性物質汚染対処特別措置法」公布</li> <li>● 「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みやぎ環境税」導入</li> <li>● 「宮城県環境保全率先実行計画（第4期）」策定</li> <li>● 「宮城県震災復興計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災に伴う各種復旧事業の実施（下水道、公園など）</li> <li>● 防犯灯（省エネ・長寿命化）更新事業開始（平成28年度まで実施）</li> </ul>
平成 24 年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第四次環境基本計画」閣議決定（4月）</li> <li>● 「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定</li> <li>● 「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第二次大和町環境行動計画」策定</li> <li>● 「大和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定</li> <li>● イノシシ捕獲用トラップ購入事業開始</li> </ul>
平成 25 年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「Fun to Share」開始</li> <li>● 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定</li> <li>● 「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大和町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」策定</li> <li>● 役場庁舎等主要な公共施設へ太陽光発電施設の整備を実施（平成27年度で施工完了）</li> <li>● 国による指定廃棄物最終処分場候補地に吉田下原地内が表示される</li> </ul>
平成 26 年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第4次エネルギー基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県生物多様性地域戦略」策定</li> <li>● 「ダメだっっちゃ温暖化」宮城県民会議再編</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ収集計画表（改訂版）発行</li> </ul>
平成 27 年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民運動「COOL CHOICE」開始（令和12年まで）</li> <li>● 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定</li> <li>● 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）参加</li> <li>● 国際連合で「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みやぎ環境ウェブ」公開</li> <li>● 「宮城県環境基本計画（第3期）」策定（3月）</li> <li>● 「宮城県環境保全率先実行計画（第5期）」策定（3月）</li> <li>● 「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境審議会による初の環境保全配慮審査を実施</li> <li>● 「大和町第二次環境基本計画」策定（3月）</li> <li>● 「大和町第三次環境行動計画」策定（3月）</li> <li>● 「大和町第四次総合計画」（改訂版）策定（3月）</li> <li>● 関東・東北豪雨に伴う災害復旧事業の実施（農地、農業用施設）</li> </ul>

	国	宮城県	大和町
平成28年度 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「独立行政法人環境再生保全気候法の一部改正する法律」公布</li> <li>● 電力自由化開始(4月)</li> <li>● 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正地球温暖化推進法)」公布</li> <li>● 「地球温暖化対策計画」閣議決定(5月)</li> <li>● 「政府、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)閣議決定</li> <li>● パリ協定発効(11月)</li> </ul>		
平成29年度 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「エコアクション21ガイドライン2017年版」公表</li> <li>● 特定廃棄物処理施設への搬入開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県災害廃棄物処理計画」策定</li> <li>● 「宮城県環境教育基本方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和町立小中学校体育館照明灯改修事業開始(令和2年度まで実施)</li> <li>● 「大和町公共施設等総合管理計画」策定(4月)</li> </ul>
平成30年度 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第五次環境基本計画」閣議決定(4月)</li> <li>● 気候変動適応法の公布(6月)</li> <li>● 「第5次エネルギー基本計画」閣議決定(7月)</li> <li>● 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂流物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂流物処理推進法)の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」変更の閣議決定</li> <li>● 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>● 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定</li> <li>● 「気候変動適応計画」の閣議決定(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定(10月)</li> <li>● 「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」策定(10月)</li> <li>● 「鳴瀬川流域水循環計画(第2期)」策定</li> <li>● 「みやぎ環境教育支援プログラム集」発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大和町第四次環境行動計画」策定(4月)</li> <li>● 大和町鳥獣被害防止施設購入事業開始</li> </ul>

	国	宮 城 県	大 和 町
平成 31 年度 令和元年度 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自然環境保護法の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布</li> <li>● 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「動物の愛護及び管理の適正化に関する法律（動物愛護管理法）の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「浄化槽法の一部を改正する法律」公布</li> <li>● パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定の閣議決定（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県生物多様性地域戦略改定」（3月）</li> <li>● みちのく潮風トレイル全線開通（6月）</li> <li>● 「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業の実施（農地、農業用施設）</li> <li>● 「大和町防災ハザードマップ」発行（3月）</li> </ul>
令和 2 年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス初の緊急事態宣言（4月～5月）</li> <li>● 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定</li> <li>● プラスチック製レジ袋有料化（7月）</li> <li>● 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「新・宮城の将来ビジョン」策定（12月）</li> <li>● 「宮城県環境保全率先行動実行計画（第6期）」策定（3月）</li> <li>● 「宮城県環境基本計画（第4期）」策定（3月）</li> <li>● 「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（3月）</li> <li>● 「宮城県水循環保全基本計画（第2期）」（3月）</li> <li>● 「宮城県自動車交通環境負荷低減計画（第3期）」（3月）</li> <li>● 「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行</li> <li>● 「宮城県環境白書」発行</li> <li>● 「みやぎ環境教育支援プログラム集」発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和町農業環境整備事業開始</li> </ul>



【施設の長寿命化、地域ごとの適正配置、計画的な改修の促進】

	国	宮城県	大和町
令和3年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正木材利用促進法)」施行</li> <li>● 「自然公園法の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布(6月)</li> <li>● 「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 「水循環基本法の一部を改正する法律」公布</li> <li>● 温室効果ガス2030年に2013年比46%(50%の高みを目指す)削減目標公表</li> <li>● 「気候変動適応計画」、「地球温暖化対策計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定(10月)</li> <li>● 「日本のNDC(国が決定する貢献)」の地球温暖化対策推進本部決定(10月)</li> <li>● 「第6次エネルギー基本計画」閣議決定(10月)</li> <li>● 「地球温暖化対策推進法」の改正が閣議決定(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「宮城県食品ロス削減推進計画」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大和町第五次環境行動計画」策定(4月)</li> <li>● 「大和町第五次総合計画」策定(3月)</li> <li>● 「大和町第五次国土利用計画」策定(3月)</li> <li>● 「大和町地域防災計画」策定(3月)</li> <li>● 「大和町公共施設等総合管理計画」改訂(3月)</li> </ul>
令和4年度 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」施行</li> <li>● 気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)参加(11月)</li> <li>● 「地域気候変動適応計画策定マニュアル」改訂</li> <li>● 「気候変動適応における広域アクションプラン」策定</li> <li>● 第六次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定(3月)</li> <li>● 「カーボンリサイクルロードマップ」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「太陽光発電設備の設置等に関する条例」制定(7月)</li> <li>● 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定</li> <li>● 大和町田んぼダム用堰板購入事業開始</li> </ul>
令和5年度 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」開催(4月)</li> <li>● 「廃棄物処理施設整備計画」策定</li> <li>● 「自然環境保全基礎調査マスタープラン」策定</li> <li>● 「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」制定(7月)</li> <li>● 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」設立(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯灯(省エネ・長寿命化)更新事業</li> </ul>

### 3. 町民意識

#### (1) 町民意識調査（アンケート調査）について

大和町第三次環境基本計画の策定に際し、18歳以上の町民2,500人、町内中学校2年生274人、町内250事業所を対象として、アンケート調査を実施しました。（調査期間：令和5年7月10日～8月10日）

回収率は、町民29.0%、中学生92.0%、事業所41.6%、全体で35.7%の方々から回答をいただきました。

【アンケート調査の回収率】

調査区分	配布数 (a)	回収数 (b)	回収率 (b/a)
町民アンケート	2,500	725	29.0%
中学生アンケート	274	252	92.0%
事業所アンケート	250	104	41.6%
調査全体	3,024	1,081	35.7%

#### (2) 結果の概要

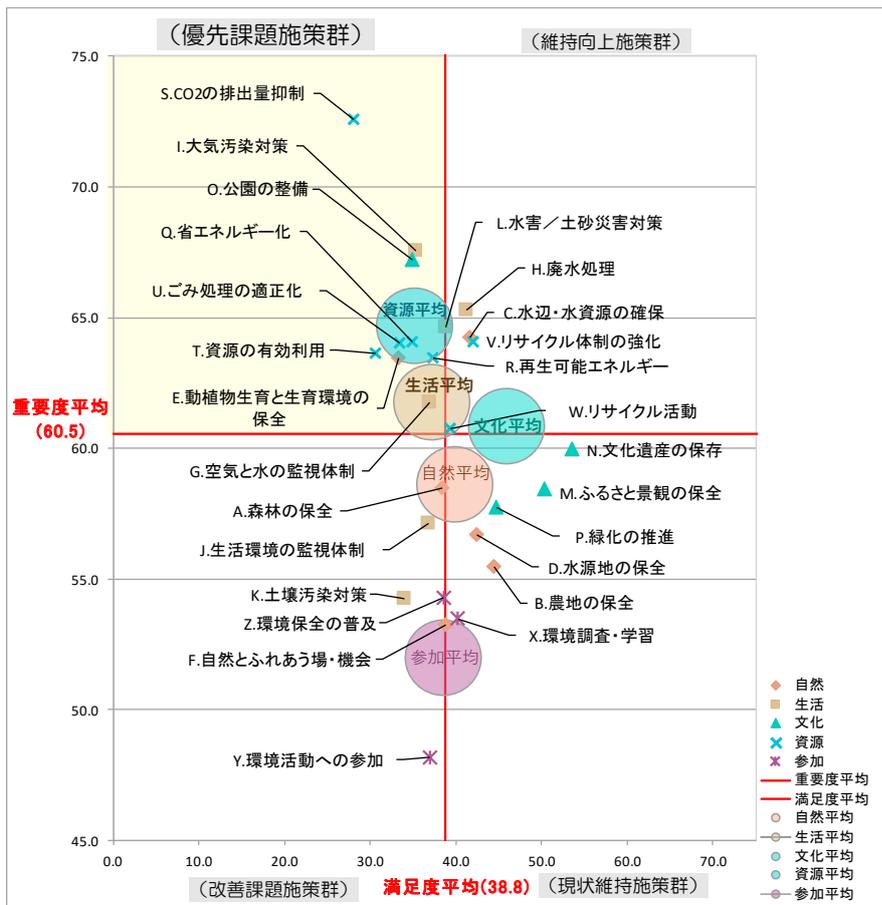
町民意識調査による町民・中学生及び事業所の環境に関する意見等の結果の概要は以下のとおりです。

##### 【町民・中学生】

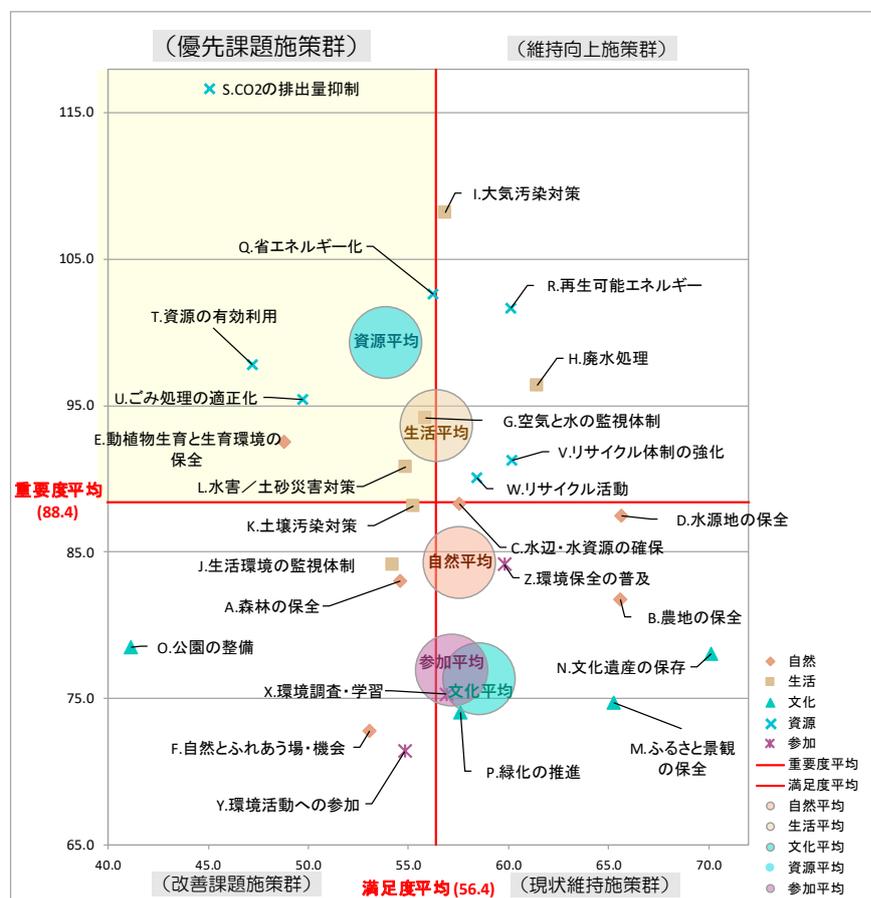
- 町民の約80%が自然環境や生活環境に満足し、「住みやすい」と回答しています。しかし、「誇りや自慢に思っている」と回答した町民の割合は約44%と低く、またこの割合は前回調査より約11ポイント減少しています。
- 日常生活における節水、節電、ごみの分別、マイバッグ等の持参といった環境に配慮した行動を約90%以上が実行していると回答しています。また、すべての項目で前回調査から増加しており、身近な環境に対する意識が向上していることが伺えます。
- 周辺環境をより良くするための環境活動については、「他の人や行政が周辺環境を良くするために行う活動に、任せる・見守りたい」が約42%と最も多く、前回調査より約11ポイント増加しています。一方、何らかの環境活動に参加する意向は前回調査より約12ポイント減少しています。
- また、『町は環境保全に力を入れるべき』と考える町民、中学生ともに約60%となっていますが、そのために今より多くの税金を払ってもよいと考える割合は約20%程度となっています。
- 町民の環境施策の重要度の平均は約60.5と前回調査の72.7から低下していますが、満足度は38.8と半数に満たないものの、前回調査の11.4を大きく上回っています。  
また、満足度、重要度がともに平均より高い施策群は、「文化(景観・歴史文化、公園・緑地)」分野の施策が挙げられており、本町の強みとして維持・強化していく必要があります。一方、重要度が高く満足度が低い優先課題施策群は、「資源」及び「生活」分野の施策が挙げられており、計画的に改善する必要があります。

【環境施策の満足度・重要度（分布図）】

町民



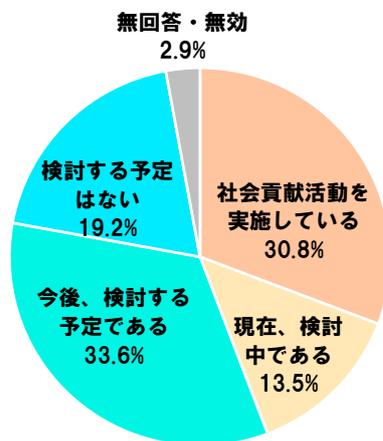
中学生



## 【事業所】

- 調査対象事業所は、運輸・通信業が約26%、建設業が約20%、・製造業が約18%を占めています。従業員の規模は、10人以上100人未満が約35%、10人未満が約33%を占めており、中・小規模の事業所からの回答が多くを占めています。
- 環境に配慮した経営方針を定めている事業所が約47%、検討中または今後検討する予定がある事業所が約40%と、ほとんどの事業所が環境に配慮した経営に努めることとしています。
- 日常業務において、環境に配慮した行動の実施状況については、「節電・節水」、「廃棄物の削減」、「空調管理」が上位を占め、いずれも約90%前後の事業所が実施していると回答しています。
- 環境保全に関する社会貢献活動を実施している事業者は約31%と前回調査時点より約4ポイント増加しており、活動内容は、ボランティア活動への参加・協力・支援が約48%と半数を占めています。また、検討中、今後検討予定を合わせると約78%の事業所が回答していますが、この割合は前回調査とほぼ同様の傾向となっています。
- 事業所が環境に配慮した取り組みを実施する上で町に期待することは、「他の事業所の取り組み及び国や県からの情報提供」、「設備投資等必要な費用に対する財政的な支援」が約30%、次いで「取り組みの方法や内容に対するアドバイス」が約21%と、上位の項目は前回と同様の回答となっています。

## 【環境保全に関する社会貢献活動の実施状況】



【企業の社会貢献活動】

## 4. 環境に係る今後のあり方

本町を取り巻く環境の現状、国・県等の環境施策の動き、環境に関する町民・中学生・事業者へのアンケートにより把握された町民意識などを踏まえ、以下に本町における環境に係る課題と今後のあり方を示します。

### 1) 資源循環の強化

本町のごみの年間総排出量は約1万tであり、町民1人が1日あたりに排出するごみの量は約1kgとなっています。本町ではごみの分別など、町民と一体となった廃棄物対策を進めてきた結果、人口一人当たりのごみ排出量は減少しています。

また、ごみの年間総排出量のうち、資源化量は約1千tであり、資源化率は約10%となっています。

アンケート調査結果では、日常生活における節水、節電、ごみの分別、買い物カゴ・エコバッグ等の持参といった環境に配慮した行動が身につけてきていることが伺えることから、持続可能な社会の形成のため、町民、事業者と一体となった資源リサイクル体制を充実させるなど、引き続き資源の有効利用やごみ処理の適正化を進め、資源の循環に一層取り組んでいく必要があります。

### 2) 再生可能エネルギーの導入拡大

地球温暖化対策が世界レベルで推進される中、本町においても二酸化炭素の排出抑制を推進していく必要があります。

このため、再生可能エネルギーの導入によるエネルギー転換の促進を図っていくとともに、省エネルギーによるエネルギーの有効活用を進め、二酸化炭素の削減による地球温暖化対策を推進することが求められます。

本町では、2050年の「二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向けて、地域との合意形成を図りながら、石油に代表される化石燃料から、再生可能エネルギーなどへのエネルギー転換を進めていくことが必要となっています。

### 3) 豊かな自然との共生

本町は、船形連峰や本町のシンボルである七ツ森に代表される山林が町域の約66%を占めるなど、豊かな自然に恵まれています。加えて、農地が町域の約12%を占めており、山林と合わせて町原風景を構成する重要な要素となっています。また、町民の大部分が「山々の眺めの良さ」や「田園・里山の風景を良い」と感じており、本町の有する豊かな自然を評価しています。さらに、一級河川吉田川をはじめ、竹林川、善川、西川など、多くの河川が流れており潤いのある水辺空間を有しています。

これらの山林・農地及び河川は、多くの動植物の生息・生育空間となっているものの、気候変動の影響等から獣害の増加が問題となっています。

今後は、町の豊かな森林の保全・活用を図り、安全な水資源の確保を推進しながら、良好な河川環境を確保していくとともに、この豊かな自然を守るだけでなく、町民の生活と共生するかたちで引き継いでいくことが必要となっています。

#### 4) 安全な暮らしの確保

---

町民意識調査によると町民の約80%が「住みやすい」、「快適」と感じており、本町の生活環境は高い評価を得ていますが、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨の記録的豪雨による大規模な浸水被害が生じるなど、吉田川流域は水害の危険性が高いと予測されており、自然災害への対策の強化が課題となっています。

また、本町には第一仙台北部中核工業団地などの工業団地を中心に数多くの企業が立地していますが、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境被害は報告されていないことから、引き続き環境被害の発生を防止し、安全な暮らしを確保していく必要があります。

#### 5) 町民・事業所の環境に係る意識の向上

---

本町は、環境マネジメントシステム(たいわ EMS)の導入や、学校等への太陽光発電施設の導入などの環境施策を実施していますが、身近な生活環境をよりよいものにしていくには、町のみではきめ細やかな対応が難しいことから、地元をよく知る町民や事業者と協力し環境保全を進めていくことが不可欠です。

そのため、環境に関する教育を充実することにより、子どもから大人まで、町民の環境に対する意識を高めていくことが重要であります。

今後は、町内会などの身近なコミュニティや事業者などと協働して、環境活動への町民参加の機会を創出し、参加の促進を図るとともに、環境に関する知識の普及・啓発や学校での環境学習を推進するなど、環境保全に関する意識を醸成し、町、町民及び事業者が協働して環境活動を進めていくことが求められます。

## 第3章 計画の目標



## 第3章 計画の目標

### 1. 計画の基本理念

#### (1) 大和町第五次総合計画

令和4年3月に策定した『大和町第五次総合計画』は、令和13年度(2031)を目標年次としてまちの将来像及び基本方針を次のように掲げています。

七ツ森の輝く緑 元気にくらしが広がる 大和町  
～しあわせめぐるまち たいわ～

基本方針1 豊かな自然を活かし 人と人をつなぐ にぎわいのまちづくり

基本方針2 一人ひとりが 健やかに育ち暮らせるまちづくり

基本方針3 みんなでつくる 安全に住みつけられるまちづくり

3つの基本方針のうち、“産業・自然・環境”の視点から、次のような取り組み方針を定めています。

#### ■ 基本方針1：豊かな自然を活かし 人と人をつなぐ にぎわいのまちづくり

本町の豊かな自然資源を活用した観光の振興と、自然環境への負荷に配慮した産業振興を図り、持続可能で調和の取れた町の発展を目指します。

引き続き企業誘致を推進して立地企業と既存企業による経済の好循環を図り、町内においてはたらく場の確保に努めます。さらに、農林漁業や商業の担い手確保に取り組むとともに、商店街の活性化の拠点となる施設の整備などにより、集客効果が商店街から町全体に波及することで地域経済の持続的な成長を促進し、人と人が集いにぎわいのあるまちづくりの実現を目指します。



【豊かで美しい自然の風景】

## (2) 大和町環境基本条例

本町は、環境基本法の基本理念に則り、平成15年3月26日に『大和町環境基本条例』を制定しています。

大和町環境基本条例は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の町民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的(第1条)とするものです。

本条例では、環境の保全についての基本理念(第3条)を次のように定めています。

---

### 【大和町環境基本条例 第3条：基本理念】

- 1 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、健康で安全かつ快適な生活に欠くことができないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合えるよう公平な役割分担によって、将来の世代の町民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。
  - 2 環境の保全は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
  - 3 環境の保全は、自然環境と調和した歴史的景観の保全及び、先人が築いた文化の所産から、環境の大切さについて多くの学ぶべき事があることを知り、これらを行動の中に生かすことにより行われなければならない。
  - 4 環境の保全は、資源が有限であり環境の復元力にも限界があることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において自らの課題として積極的に推進されなければならない。
- 

## (3) 計画の基本理念

本計画は、『大和町第五次総合計画』に掲げる将来像、基本方針並びに『大和町環境基本条例』における基本理念を踏まえて、計画の基本理念を次のように設定します。

### 《 計画の基本理念 》

- 
1. 公平な役割分担に基づき、未来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいきます。
  2. 自然環境の保全とふれあいを深め、人と自然との共生の実現を目指していきます。
  3. 先人たちが築いた文化の所産から、環境の大切さを学び、これを行動に生かしていきます。
  4. 資源が有限であり、環境の復元力にも限界があることを認識し、環境の保全を推進していきます。
-

## 2. まちの環境像

### (1) まちの環境像

本町は、船形連峰の山並みに囲まれ、美しい七ツ森等の里山や清らかな水に恵まれた肥沃な大地を持ち、四季が織りなす美しい自然環境を有しています。また、まほろばの里として、縄文遺跡にみられるように、太古から人々が暮らし始めた歴史のある町でもあります。

基本理念に示すとおり、本町は、この豊かな自然環境と先人の築いた歴史や文化を大切に育みながら、自然と共生する安全で地域の特性を生かしたまちづくりを目指しています。

一方、地球温暖化等の地球規模の環境問題が顕在化してきており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする世界的な目標の実現に向けて、地域社会を構成する全ての主体が省資源、自然環境への配慮などに取り組み、一人ひとりが着実に行動する地域社会の形成が喫緊の課題となっています。

私たちは、ふるさとの環境並びに地球環境を、未来の子どもたちに引き継ぐ責任があるため、環境に配慮した持続可能な循環型社会の構築に向けて、以下のとおり環境像を定め、町、町民及び事業者が協力・協働しながら、自然及び生活環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り  
次世代へ引き継ぐまち 大和

### (2) 環境行動宣言

国連でのSDGs(持続可能な開発目標)やパリ協定の採択など、国内外で持続可能な社会実現に向けた動きを踏まえ、国の「第五次環境基本計画」では“地域循環共生圏”の考え方が示され、持続可能な地域づくりを目指しています。また、「宮城県環境基本計画」では「震災以降の生活や社会経済活動の状況の変化を見据えた良好な環境の保全及び創造」、「SDGs」や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた環境・経済・社会の統合的向上、「気候変動の影響への適応」を基本方針としています。

本町では、環境に係わる課題や、町民意識調査結果をもとに、これからの環境施策の重点テーマとして『**脱炭素社会をつくります**』、『**循環型社会をつくります**』、『**誇れる自然環境を継承します**』、『**安全・安心な環境をつくります**』の4つを環境行動宣言に設定します。

まちの環境像を実現する各種環境施策の展開にあたっては、この環境行動宣言を踏まえて施策の充実、強化を図っていきます。

七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り

次世代へ引き継ぐまち 大和

環境行動宣言（重点テーマ）

『脱炭素社会をつくります』

- 二酸化炭素排出実質ゼロの脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素の排出抑制を進めます。
- 省エネルギー化を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を進めます。

『循環型社会をつくります』

- 限りある資源を効率的に利用し、将来にわたり資源が持続するよう、廃棄物の適正処理や資源循環に取り組みます。

『誇れる自然環境を継承します』

- 七ツ森をはじめとする大和町の美しい自然を守り、次世代に継承していきます。
- 町民の皆さんが主体となり、誇らしいふるさとの景観を守ります。

『安全・安心な環境をつくります』

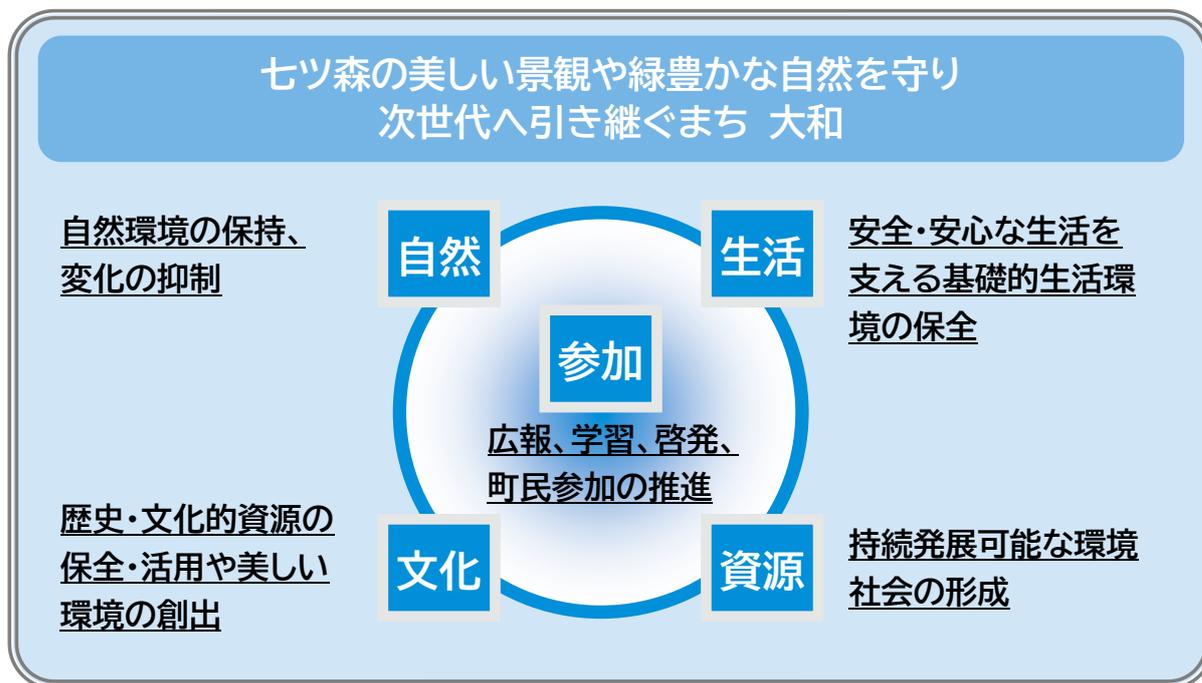
- 大和町の豊かな自然を保ちながら、災害に強いまちをつくります。
- 大規模な災害の教訓を踏まえ、安全・安心な暮らしを守ります。

### 3. 基本方向

まちの環境像として掲げた“七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り次世代へ引き継ぐまち大和”の実現に向けて、本計画は次の5つの基本方向により各種施策を総合的に展開していきます。

また、基本方向の展開においては、町、町民及び事業者それぞれが環境まちづくりに対する責任と役割を認識し、主体的及び連携・協働して取り組んでいくことが重要であり、地域のきめ細かな環境づくりや日常的な環境活動等においては町民の主体的な参画・行動を支援していきます。

#### 《 計画の基本方向 》



**自然****自然環境の保持、変化の抑制**

森林、河川等の自然や豊穡の大地などの本町の恵まれた自然環境を再認識し、引き続き自然や農地を大切にする気持ちを持って、この良好な自然環境を保持し、次の世代へと守り、育んでいきます。

**生活****安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全**

誰もが安全な生活を営むために、生命を支える大気、水、土壌等の環境に対して日々の行動における責任を自覚し、町民みんなが健康で安心して暮らせる生活環境をつくっていきます。

**文化****歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出**

我が町の歴史的・文化的な所産や美しい自然景観を大切にし、暮らしに身近な公共空間や良好な緑、街並みを創出して、魅力のある地域づくりと良好な生活空間の形成を図っていきます。

**資源****持続発展可能な環境社会の形成**

地球温暖化に配慮した生活様式・行動に改め、使い捨ての生活や産業活動を改善するとともに、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を進め、地球環境や限りある資源を大切にする気持ちを持って、持続的発展可能な循環型社会を構築していきます。

**参加****広報、学習、啓発、町民参加の推進**

環境に関する教育・学習と町、町民及び事業者のパートナーシップの推進を図りながら、我が町の環境を大切に思う気持ちや誇りを持って、環境保全活動に協働で取り組んでいきます。



## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 1. 施策の体系

本町の目指す環境の将来像の実現するための5つの基本方向をもとに、各種環境施策の体系を以下のように定め、計画的な施策の展開を図ります。

#### 《 施策の展開 総括表 》

##### (1) 自然環境の保持、変化の抑制



□ 森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優れた自然の保全</li> <li>● 森林の育成及び保全・管理</li> </ul>
□ 農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の適正な保全・管理</li> <li>● 環境に配慮した農業の促進</li> </ul>
□ 水辺・水循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水辺の安全と水資源の確保</li> <li>● 水源地保全の推進</li> <li>● 水道水の適正利用と老朽管対策の推進</li> </ul>
□ 保護・生育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動植物の生育と生息環境の保全</li> </ul>
□ ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然や農業とのふれあいや交流の推進</li> <li>● 水辺の自然とふれあう環境の整備</li> <li>● 町内の動植物の学習の推進</li> </ul>

##### (2) 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全



□ 大気・水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空気と水を守るための監視体制の充実</li> <li>● 排水の適切な処理の推進</li> <li>● 大気汚染の発生源対策の推進</li> </ul>
□ 騒音・悪臭など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境を守るための監視体制の充実</li> <li>● 土壌汚染対策の推進</li> </ul>
□ 自然災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震・風水害等災害対策の推進</li> </ul>

七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り  
次世代へ引き継ぐまち 大和

### (3) 歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出



□ 景観・歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 美しいふるさと景観の保全・創出</li> <li>● 貴重な歴史や文化遺産の保存・伝承</li> </ul>
□ 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な公園等の整備及び維持管理</li> <li>● 生活空間や公共空間の緑化</li> </ul>

### (4) 持続発展可能な環境社会の形成



□ エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入</li> <li>● 既存再生可能エネルギーの適正な運用</li> </ul>
□ 地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二酸化炭素の排出量抑制</li> <li>● 一人ひとりの役割の意識向上</li> </ul>
□ 資源・廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源有効利用及びごみの発生抑制</li> <li>● 廃棄物回収・処理の適正化と監視体制の充実</li> </ul>
□ リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの分別・リサイクルの徹底</li> <li>● 資源リサイクル活動の促進</li> </ul>

### (5) 広報、学習、啓発、町民参加の推進



□ 調査・学習	● 環境調査・学習の推進
□ 保全活動	● 環境活動の町民・事業者の主体的参加促進
□ 普及・啓発	● 環境保全の普及・啓発



## 2. 施策の展開

### (1) 自然環境の保持、変化の抑制

～ 豊かな自然を大切にし、この環境を次世代へと守り、育むまちづくり ～

#### 施策の基本方向

本町は、船形連峰の豊かな自然や七ツ森等の里山の美しい自然景観が連なり、平野部には幾筋もの河川が流れ、その周辺には豊穡な田園が広がっています。

中でも、町域の約66%を占める森林は、林業の営みや野生動植物の生息だけではなく、人々の休養・レクリエーションの場、さらには水源涵養、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の吸収などといった地域や地球環境の保全まで多様な機能を担っています。

しかし、近年は社会・産業の変化や気候変動の進展、自然地における不適切な開発の増加等により、緑や水を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、良好な自然環境を保全していく必要があります。

また、鳥獣の保護・繁殖については適切な環境の維持に努めているものの、野生鳥獣による農作物等の被害が増えてきており、適切な対策が必要となっています。

こうした状況を踏まえて、森林、農地、河川の環境の維持・保全及び機能強化といった取り組みを推進して、本町の原風景である良好な自然的環境の保全を図るとともに、人々に親しまれる環境の形成を図っていきます。

#### 分野及び方針

##### 森 林

森林の持つ地球環境保全、水源の涵養、生物多様性、土砂災害防止、レクリエーション等の機能を維持・保全します。

##### 農 地

農地の持つ食料供給、田園景観の形成、洪水防止等の機能の確保を図るとともに、環境に配慮した農業を促進します。

##### 水 辺・水循環

水辺の安全と水害対策を推進し水資源の保全・確保を図るとともに、水道水の適正利用と老朽管対策を促進します。

##### 保 護・生 育

希少な動植物の保護や身近な動植物の生息空間を維持し、生物多様性の保全を促進します。

##### ふれあい

環境の保全に十分配慮しながら、緑、水辺、動植物及び農業とのふれあいや学習活動等による交流を促進します。

【主な計画指標（町民意見）】（町民意識調査によるデータ）

		平成27年度	令和5年度	備考
土とのふれあい・匂いを感じる割合				
	町民	64.0%	68.6%	4.6ポイント増加
	中学生	41.2%	63.9%	22.7ポイント増加
原風景としての田園や里山の風景を感じる割合				
	町民	75.1%	77.1%	2.0ポイント増加
	中学生	60.4%	70.2%	9.8ポイント増加
風の心地よさを感じる割合				
	町民	77.5%	75.4%	2.1ポイント減少
	中学生	74.0%	84.1%	10.1ポイント増加
季節感や季節の変化を感じる割合				
	町民	85.3%	88.3%	3.0ポイント増加
	中学生	82.8%	92.8%	10.0ポイント増加



【桜に囲まれたオートキャンプ場】

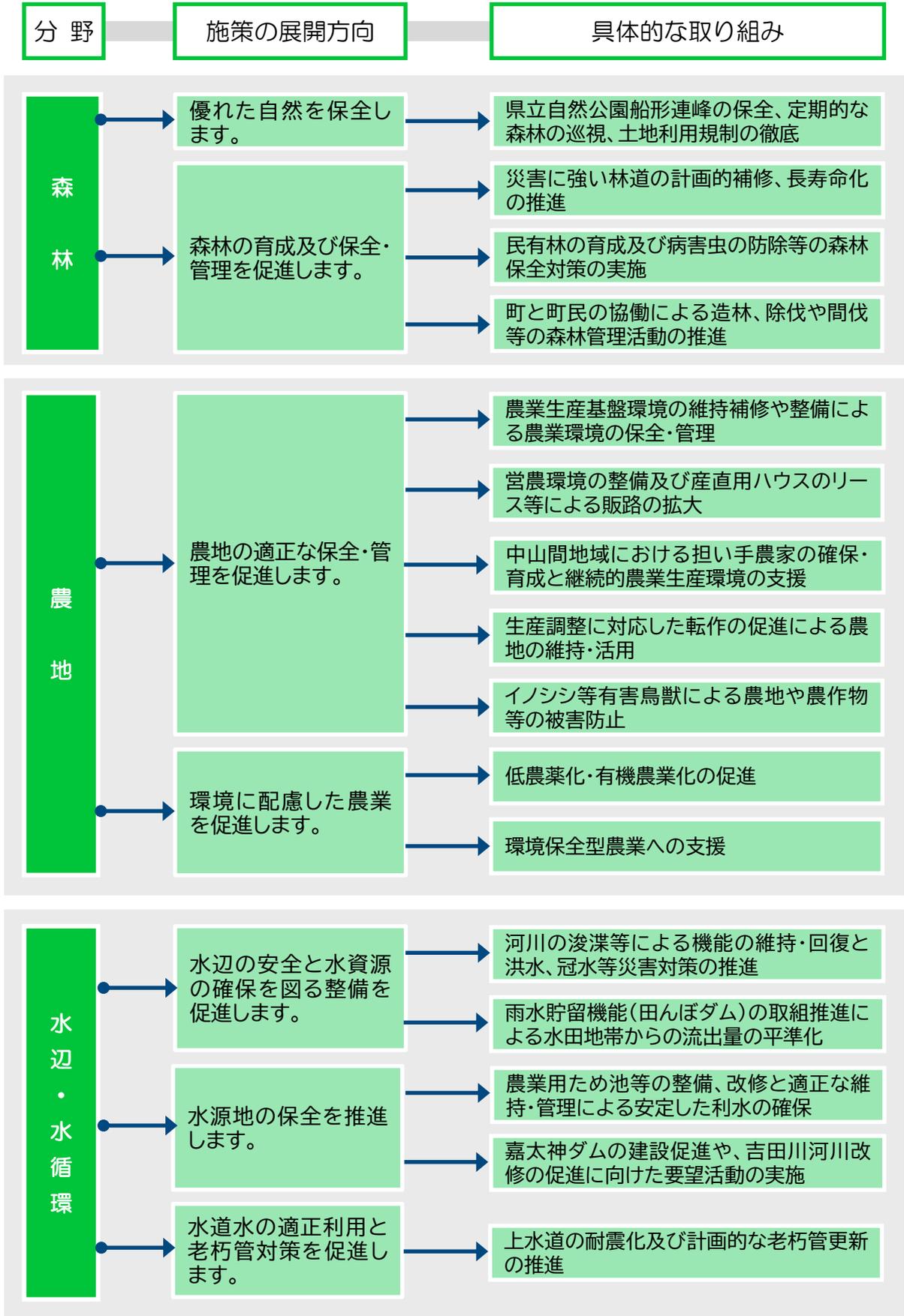


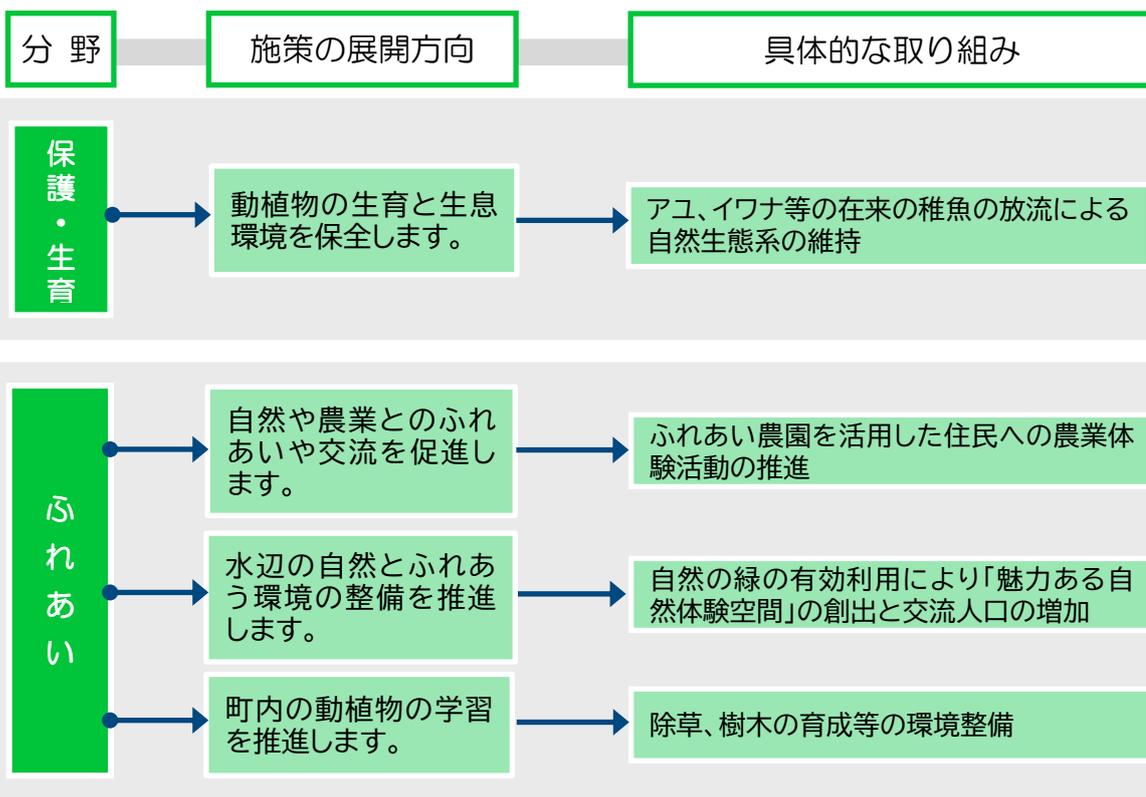
【南川ダムと資料館】



【平坦地に広がる美しい田園】

「自然環境の保持、変化の抑制」に関する施策の展開





【植樹による森林の維持管理】



【人・地域・農業が交わるふれあい農園】



【水辺の自然を活かしたせせらぎ公園】



【田んぼダムの出前講座】

## (2) 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全

～ 町民の健康を大切に、安全な生活環境をつくるまちづくり ～

### 施策の基本方向

町民意識調査によると、町民の約80%の人々が”住みやすい”と感じており、本町は暮らしやすい良好な生活環境を有していると言えます。

きれいで安全な空気や水、大地などの豊かな自然の恵みで構成する基盤的な環境のほか、身近な生活における静かな環境、緑のある美しい街並み・景観、そして地域の歴史・文化が醸し出す雰囲気は、本町の優れた生活環境であり、このような環境は人々の心身の健康や子育て、定住にも良い影響を与えるものです。

しかし、都市化や物質的な豊かさによる私たちの生活により、「大気汚染」、「悪臭」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」及び「振動」などについて、何らかの負荷を及ぼしており、環境基準で定められている各種項目の継続的な測定、監視を行っていく必要があります。

また、私たちの生活環境を取り巻く情勢をみると、昨今の気候変動の影響等により、激甚化する自然災害の発生頻度が増えていることから、環境に影響を及ぼす負荷の軽減に配慮するとともに、自然災害の危険に対応した適切な措置及び体制を築いていきます。



### 分野及び方針

#### 大気・水質

きれいな空気と水を守るための適切な排水処理、大気汚染の発生源対策を推進するとともに、継続的な測定・監視体制の充実を促進します。

#### 騒音・悪臭など

良好な生活環境を守るための騒音・振動等の調査・監視体制の充実を図るとともに、農薬の管理、廃棄物の適正処理等により土壌汚染対策を促進します。

#### 自然災害対策

災害の危険性や防災情報の的確な周知・連絡により水害・土砂災害の被害防止を促進します。

【主な計画指標（町民意見）】（町民意識調査によるデータ）

	平成 27 年度	令和 5 年度	備 考
住みやすいと感じている割合			
町民	81.3%	79.9%	1.4 ポイント減少
中学生	81.6%	87.3%	5.7 ポイント増加
周辺環境を快適に感じている割合			
町民	75.9%	73.0%	2.9 ポイント減少
中学生	77.2%	84.9%	7.7 ポイント増加

【下水道の水洗化率の推移】



注)水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 下水道処理区域内人口 × 100



【水質を守る下水道施設の維持管理】



【きれいな水質の定期的な検査】

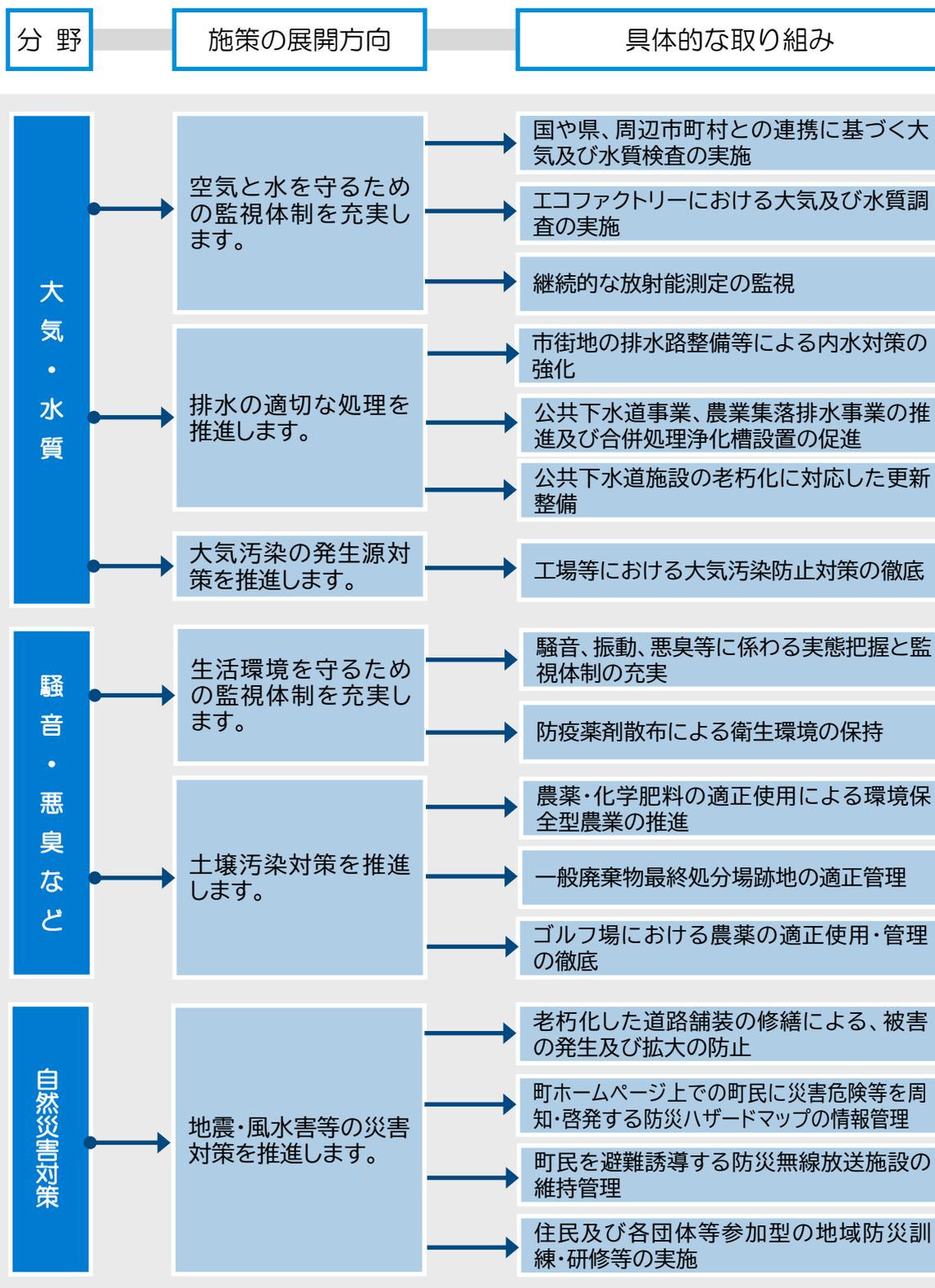


【災害ごみの適正な分別処理】



【地域防災訓練・研修の実施】

「安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全」に関する施策の展開



### (3) 歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出

～ 歴史的文化を大切にし、良好な生活空間をつくるまちづくり ～

#### 施策の基本方向

本町の西部は、笹倉山、松倉山、撫倉山、大倉山、蜂倉山、鎌倉山、遂倉山の山々で構成する七ツ森がそびえており、その景観は七ツ森の成り立ちにまつわる伝説と合わせて、本町の代表的なふるさと景観となっています。

また、生活に身近な地域においては、里山や田園の緑と調和した集落景観、城下町の面影を感じる良好な市街地景観が形成されています。

さらに、市街地内には縄文時代の遺跡をはじめ、吉岡八幡神社などの数多くの貴重な歴史や文化遺産が点在し、本町の歴史・文化を伝える遺産として保護・保全が図られているとともに、お祭りなどによって地域の歴史・文化が伝承されています。

加えて、身近に緑や遊び場等を備えた公園・緑地が配置・確保されており、快適な日常生活に資する充実した環境が備わっています。

このような景観、歴史・文化、公園・緑地といった要素が重要ですが、本町にはその資源・条件等が整っており、より良い生活環境の形成に向けて、このような環境要素の保全・整備を一層推進します。



#### 分野及び方針

##### 景観・歴史文化

ふるさと大和町の美しい景観の保全・創出を図るとともに、先人から受け継いだ貴重な歴史や文化遺産の保存・伝承を進めます。

##### 公園・緑地

身近な公園等の整備及び維持管理を進めるとともに、生活空間や公共空間における緑化を推進します。

【主な計画指標（町民意見）】（町民意識調査によるデータ）

	平成 27 年度	令和 5 年度	備 考
誇りや自慢に思っている割合			
町民	55.5%	44.4%	11.1 ポイント減少
中学生	47.2%	65.9%	18.7 ポイント増加
山々の眺めの良さを感じている割合			
町民	87.3%	87.6%	0.3 ポイント増加
中学生	74.4%	84.5%	10.1 ポイント増加
町並みの美しさを感じている割合			
町民	35.7%	31.1%	4.6 ポイント減少
中学生	36.0%	54.0%	18.0 ポイント増加

【指定文化財（史跡）一覧】

	所在地	概 要
県指定		
鳥屋八幡古墳	大和町鶴巣鳥屋字天ヶ沢山	古墳時代に造られた有力者の墓。2基が確認されており、1号墳は直径約1.8m、2号墳は直径約1.4mの円墳。
吉岡東官衙遺跡	大和町吉岡東二丁目	奈良時代から平安時代初め頃の役所跡。米などの税を納めておく倉庫群の跡が発見され、当時の黒川郡を収めた役所の可能性がある。
町指定		
信楽寺跡	大和町宮床字松倉沢	平安時代に慈覚大師が開いた勅願寺と伝えられている寺の跡。

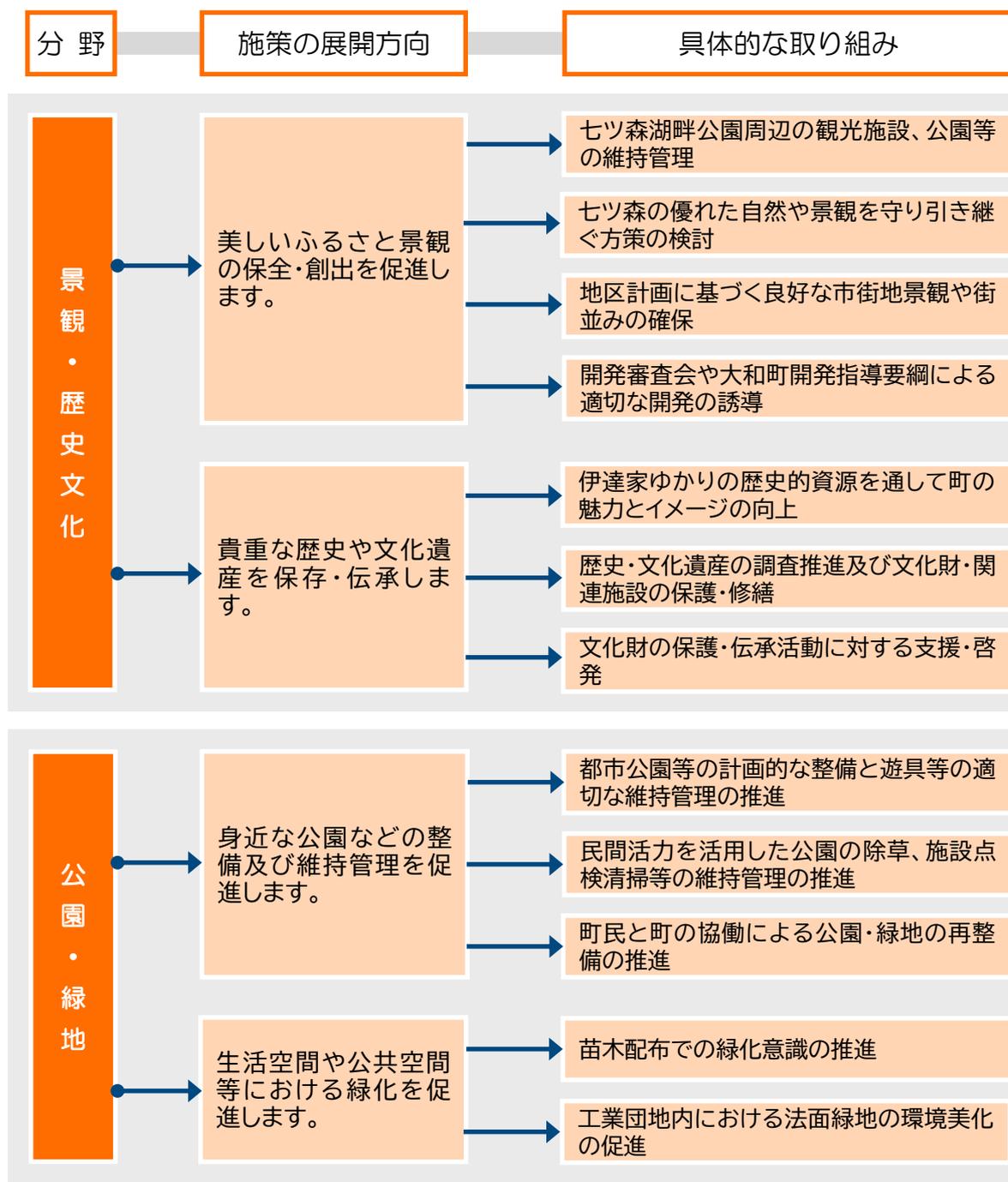


【季節感豊かな街並みを  
大和町レンタサイクル「サブチャリ」で散策】



【家族連れでにぎわうオートキャンプ場】

「歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出」に関する施策の展開



【貴重な歴史や文化遺産の保存・伝承】

#### (4) 持続発展可能な環境社会の形成

～ 限りある資源を大切に、循環型社会を築くまちづくり ～

##### 施策の基本方向

1992年に国連地球サミットにおいて「気候変動枠組み条約」が採択され、その後1997年に定められた「京都議定書」、2015年の「パリ協定」と引き継がれ、地球の気温上昇抑制の国際目標の実現に向けては、各国世界レベルでの温暖化対策が急務となっており、本町においても地球温暖化の環境問題に対する二酸化炭素の排出量抑制や再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策の重要度が高まっています。

また、都市化が進む本町ではごみの発生抑制とともに、資源としての有効利用、リサイクルといった取り組みを全町的に進めていく必要があります。

町では、公共施設における再生可能エネルギーや環境マネジメントシステム(たいわ EMS)の導入などにより地球温暖化対策、資源の有効利用、リサイクルを進めていますが、今後ともこのような取り組みを積極的に推進するとともに、広く地球温暖化対策の必要性の普及・啓発に努めて、町、町民及び事業者が一体となった環境循環型社会の構築を図っていきます。



##### 分野及び方針

###### エネルギー

省エネルギー化を促進するとともに、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入と適切な運用を推進します。

###### 地球温暖化

二酸化炭素の排出量の抑制による地球温暖化対策をはじめ、身近にできる取り組みから地球環境の保全に貢献していきます。

###### 資源・廃棄物

資源の有効使用とごみの発生抑制に努めるとともに、廃棄物の収集・処理の適正化と監視体制の充実を図ります。

###### リサイクル

ごみの分別・リサイクルの徹底を図るとともに、リサイクル資源の回収・再利用を促進します。併せてグリーン購入の普及に努めます。

【主な計画指標（町民意見）】（町民意識調査によるデータ）

	平成 27 年度	令和 5 年度	備 考
ごみの分別を実行している割合			
町民	91.6%	93.1%	1.5ポイント増加
中学生	75.6%	86.5%	10.9ポイント増加
地域の資源回収に参加する割合			
町民	54.1%	56.0%	1.9ポイント増加
中学生	30.0%	37.7%	7.7ポイント増加

【ごみ処理量の推移】



資料:町資料

注)1人あたりごみ処理量=年間ごみ処理量÷住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

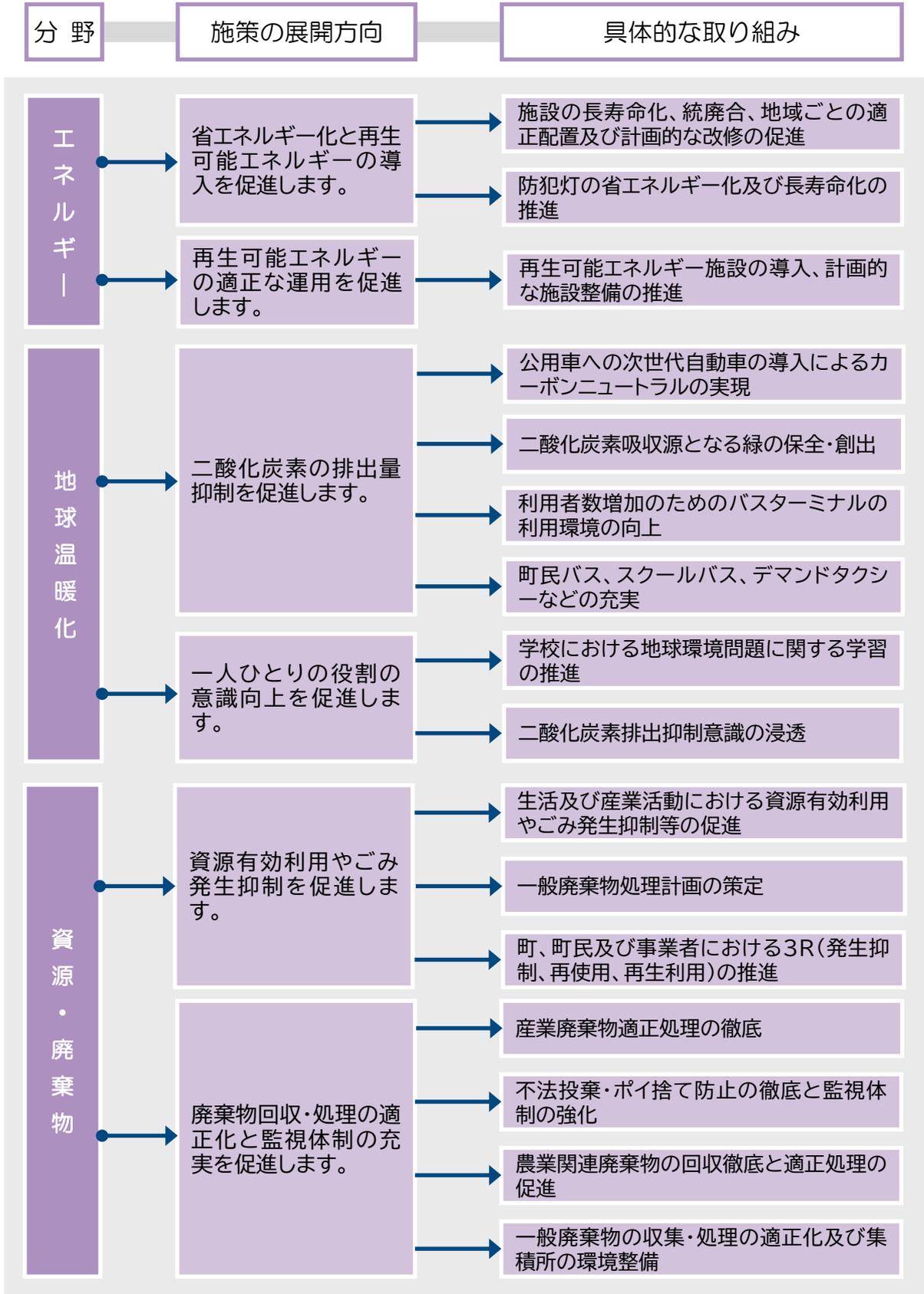


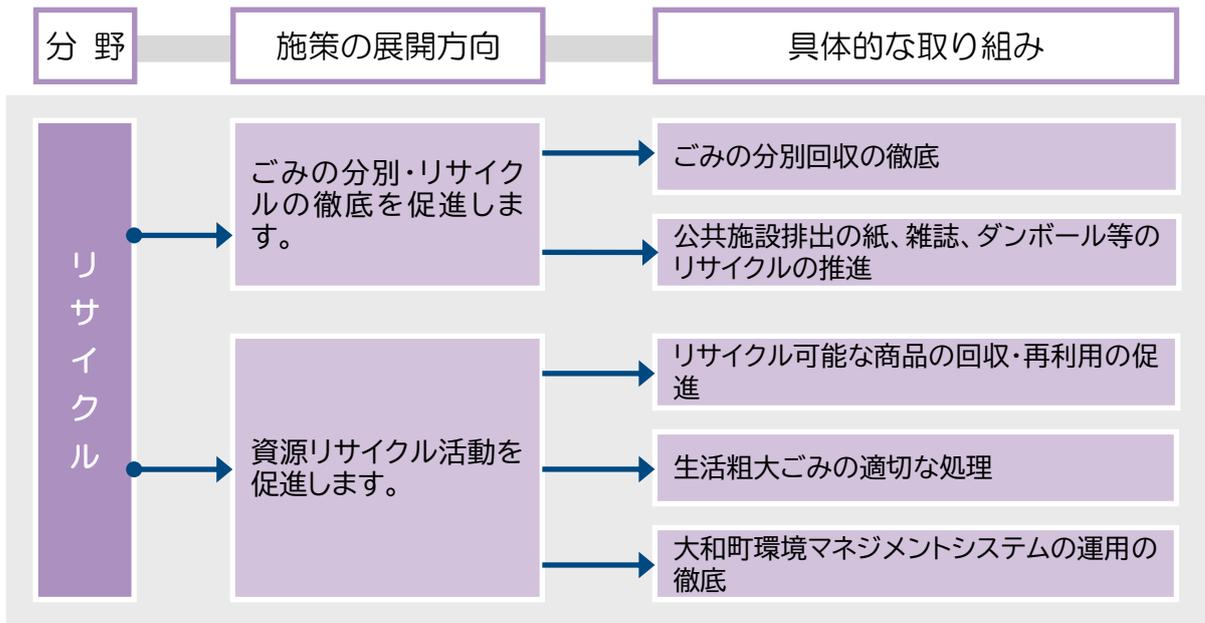
【ごみの分別回収の推進】



【不法投棄されたごみの回収】

「持続発展可能な環境社会の形成」に関する施策の展開





【防犯灯のLED化】



【照明設備のLED化】



【町民バス、デマンドタクシーの充実】

## (5) 広報、学習、啓発、町民参加の推進

～ 一人ひとりの思いを大切に、環境活動に協働で取り組むまちづくり ～

### 施策の基本方向

生活に身近な環境は、町民一人ひとりの清掃・美化やごみの分別、資源リサイクル等の日頃からの環境行動が重要であり、全町民挙げての町内一斉の環境美化活動をはじめ、地区や河川などにおける清掃・除草等といった町民・事業者参加の環境保全活動により支えられています。

また、小学校・中学校や地域の生涯学習活動の場では、環境に関する調査・学習や本町の豊かな自然とのふれあい、自然体験などが進められ、未来を担う子どもたちの環境教育を進めています。

環境問題は、地球温暖化、生物多様性といった地球規模での問題が取り上げられていますが、快適な生活や、持続可能な社会の実現に向けては、身近な環境の保全や日常からの適切な環境行動が重要です。

このために、本町の自然などの美しさや豊かさを保持し、このような環境と共生・調和し、自らが誇りのもてる生活及び環境を創出するために、環境問題に対する学習、活動、普及を進めながら、町民・事業者の主体的な環境活動を支援するとともに、町・町民・事業者の協働による環境のまちづくりを進めていきます。



### 分野及び方針

#### 調査・学習

大和町の自然から地球環境問題まで、学校や各種活動を通じて環境に関する調査・学習を推進します。

#### 保全活動

環境保全活動における町民及び事業者の主体的な参加の促進を図るとともに、環境保全配慮に関する事業者との協定締結や開発審査時における必要な指導を行います。

#### 普及・啓発

環境に関する情報の受信・発信による環境保全意識の普及・啓発とともに、環境保全に関するマナーの徹底を推進します。

【主な計画指標（町民意見）】（町民意識調査によるデータ）

	平成 27 年度	令和 5 年度	備 考
町に親しみや愛着を感じている割合			
町民	75.0%	73.5%	1.5 ポイント減少
中学生	74.0%	80.5%	6.5 ポイント増加
環境保全のため時間を割いてもよいと考えている割合			
町民	54.7%	46.9%	7.8 ポイント減少
中学生	43.6%	48.4%	4.8 ポイント増加
地域の清掃や美化活動に参加する割合			
町民	55.3%	53.2%	2.1 ポイント減少
中学生	22.8%	29.7%	6.9 ポイント増加
環境保全に関する社会貢献活動を実施している割合			
町内事業所	26.6%	30.8%	4.2 ポイント増加



【河川愛護活動】

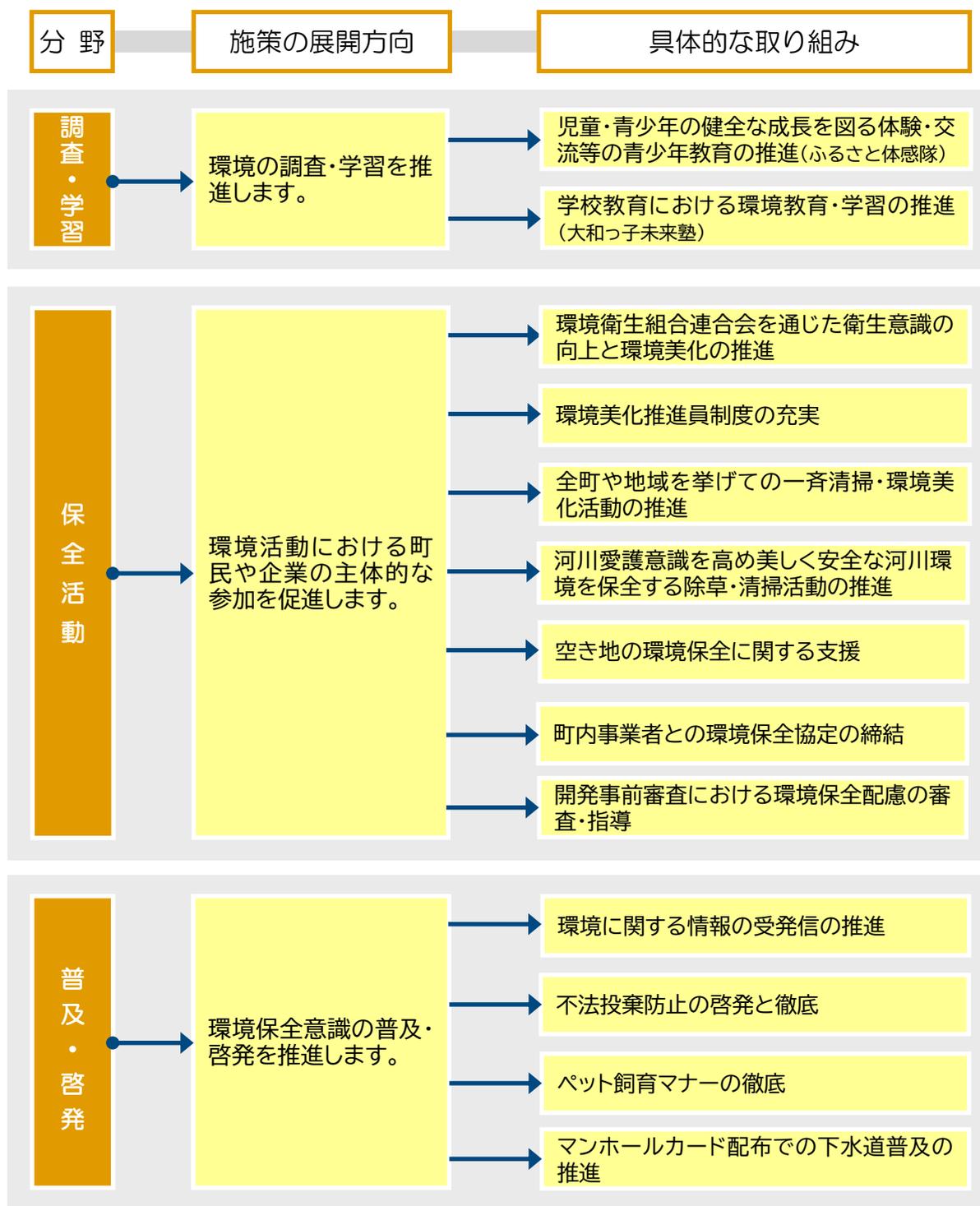


【町内一斉清掃の実施】



【ふるさと体感隊による星を観る会】

「広報、学習、啓発、町民参加の推進」に関する施策の展開



## 第5章 環境配慮指針



## 第5章 環境配慮指針

### 1. 環境に配慮した行動指針

#### (1) 行動指針の位置づけ

環境問題の発生要因の多くは、町民の皆さんの日頃の生活行動や事業者の皆さんの事業活動と深い関わりがあります。

このため、まちの環境像

『七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り 次世代へ引き継ぐまち 大和』

を実現し、本町の豊かな環境を未来の子どもたちに引き継いでいくためには、町、町民及び事業者の各主体が協力・協働しながら環境施策を実施していただくだけではなく、町民の皆さんの日常生活や事業者の皆さんの事業活動において、また、町が各種事業を実施するうえで、できるだけ環境への負荷の少ない行動を実践していく必要があります。

次に掲げる行動指針は、このような町、町民及び事業者の各主体それぞれの行動について、環境の保全等に配慮すべき主な内容を示したものです。

#### (2) 環境に配慮した主体別の行動指針

##### ① 町民の皆さんに求められる行動指針

- ◆環境問題は、日常生活に伴う環境負荷によって発生することが多く、この解決のためには、一人ひとりの努力の積み重ねがきわめて重要です。
- ◆このため、町民の皆さんには、大和町環境基本条例第3条に掲げる基本理念に基づき、町や事業者の方々と互いに協力・協働しながら、本町の豊かな自然環境の保全と日常生活に伴う資源・エネルギーの消費や廃棄物発生抑制による環境負荷の低減等に十分配慮した自主的かつ積極的な取り組みが求められます。

##### 〈主な行動例〉

##### ○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下のように行動しましょう

- 割り箸などの使い捨ては控え、森林保護に関するマーク(FSC、PEFC など)の付いた商品を購入する等の緑を守り、育む森林保全活動の推進
- プラスチック製農業資材は、分別回収を徹底し、リサイクル品を積極的に使用し、化学肥料の使用を低減する等の環境に配慮した農業の導入
- 家庭での節水のほか、三角コーナーの活用や洗剤などは使いすぎないように心がけ、油や食べ残しを直接排水口に流さない等の水の再利用・有効利用の推進
- 身近な生き物を観察したり、山や水辺に出かける等の自然とのふれあい活動の推進
- 森や川などに出かけた時は、野生動物にエサを与えたり触ったりしないようにし、ごみは全て持ち帰る等の本来の自然生態系を尊重し、外来生物等の放流の抑制
- 身近なところにプランター等の植物をひとつ増やし、緑のある生活を取り入れる活動の推進

##### ○安全な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下のように行動しましょう

- 生活排水の適正な処理に配慮
- ハザードマップ等の災害情報や避難行動等の把握 など

○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下のように行動しましょう

- 周辺の景観への配慮などによる良好な街並みづくりの推進
- 地域における緑の保全・管理活動の推進 など

○持続発展可能な環境社会の形成のために、以下のように行動しましょう

- 省エネルギー型のライフスタイルの推進
- 再生可能エネルギー導入の推進
- 公共交通機関や徒歩・自転車利用の推進
- エコドライブ・カーシェアリング等による自動車移動によるCO<sub>2</sub>排出の抑制
- ごみの発生抑制に努め、粗大ごみの不法投棄を行わない等環境ルールの遵守の推進
- マイグッツ使用や詰替え用品の購入によるごみの削減
- 環境に配慮して製造されたエコマーク製品等の利用の推進
- ごみ分別の徹底や地域における資源ごみ回収活動の推進
- フードバンクの利用等による食品ロスを減らす活動の推進
- 新しく買う前にリユース・シェアリングの検討 など

○広報、学習、啓発、町民参加の推進のために、以下のように行動しましょう

- 優れた自然環境や身近な生活環境に関する環境学習の推進
- 環境保全活動等に参加し、身近にできることを実行
- 町内一斉清掃等の生活環境を保全する美化活動への参加
- ペット類の責任ある飼育の推進 など

## ② 事業者の皆さんに求められる行動指針

- ◆本町における環境負荷は事業活動による負荷が大きいこと、また、それらに対する措置を実施し得る物的・人的能力を有していることなど、事業者の皆さんが負うべき環境保全に係る責務は町民のレベルとは大きく異なります。
- ◆このため、事業者の皆さんには、大和町環境基本条例第3条に掲げる基本理念に基づき、町や町民等他の主体と協力・協働しながら、自らの負担と責任において環境保全への適切な措置を講ずるとともに、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の発生抑制による環境負荷の低減等に十分配慮した自主的かつ積極的な取り組みが求められます。

### 〈主な行動例〉

○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下のように行動しましょう

- 森林の適正な維持・管理の推進
- 国産木材の利用の推進
- 低農薬化や有機農業化等の環境に配慮した営農の推進
- 事業活動における節水とともに、水の循環利用、雨水の有効利用の推進
- 農業用ため池等の水辺地の生態系における役割の維持と適正な管理の推進
- 周囲の生態系への影響を最小限に抑えた宅地造成等の実施
- 町や町民が行う自然とのふれあい事業・活動への参加・協力の推進 など

○安全な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下のように行動しましょう

- 大気汚染物質や産業排水の削減に努めるとともに、適正な処理を実施
- 農薬や化学肥料の適正な管理と使用
- 工事や製造時等における騒音・振動・悪臭等の抑制
- ハザードマップ等の災害情報や避難行動等の把握 など

○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下のように行動しましょう

- 周辺の景観に配慮した看板・広告物の設置の推進
- 事業所の敷地内の緑化を推進し、その管理・育成の推進 など

○持続発展可能な環境社会の形成のために、以下のように行動しましょう

- 省エネルギー型の事業活動や再生可能エネルギーの導入を推進
- 時差出勤・テレワーク等による環境負荷の軽減
- 物流の合理化や低公害車の導入の推進
- 資源の有効利用及びごみの発生抑制の推進
- 環境に配慮して製造されたエコマーク製品等の利用の推進
- リサイクル可能な製品の利用の推進
- 事業活動を通じた3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進 など

○広報、学習、啓発、町民参加の推進のために、以下のように行動しましょう

- みんなでできる環境のことについて事業所内研修の推進
- 独自の技術やノウハウを生かした環境保全活動の推進
- 環境マネジメントシステムの構築
- 地域活動への参加や環境活動の積極的な発信
- 環境イベントや環境フォーラム等への支援・協力
- 情報の提供等による従業員の環境保全意識の向上 など

### ③ 町が取り組む行動指針

◆町は、「七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り 次世代へ引き継ぐまち 大和」の実現に向けた環境保全のための各種施策を推進していく責務があり、町民や事業者の皆さんに率先して環境保全への配慮を実践していくことが求められます。

◆このため、職員一人ひとりが、常日頃から環境保全に配慮した行動に取り組みながら、大和町環境基本条例第3条に掲げる基本理念に基づき、環境保全と環境負荷低減のための各種施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、町民や事業者の皆さんが行う環境保全活動への協力・協働を積極的に進めていきます。

〈主な行動例〉

○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下のように行動します

- 民有林の育成・管理の推進
- 病害虫被害木の伐倒等森林の適正な維持・管理の推進
- 環境保全に効果の高い営農の推進
- 有害鳥獣対策の推進
- 水使用量の把握・管理による日常的な節水の推進

- アユ・イワナ等の稚魚の放流による自然生態系の維持
- 事業実施による周辺環境への影響を最小限にする計画・設計の推進
- 魅力ある自然体験型観光の充実 など

○安全な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下のように行動します

- 大気・水質状況の調査と保全活動の推進
- 下水道・浄化槽の防疫薬剤散布による環境衛生の保持
- ハザードマップや防災行政無線施設の整備・更新
- 災害に強い基盤施設等の改修・整備の推進
- 各組織や地域住民の連携強化を目的とした訓練や研修等の実施 など

○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下のように行動します

- セツ森等の自然や歴史・文化的資源の保全、活用
- 適正な維持・管理と、苗木の配布等による緑化意識の高揚と緑化活動の推進
- 公共施設の敷地内緑化を進めるとともに、周辺の環境・景観に配慮
- セツ森等の地域資源を生かした空間づくりの推進 など

○持続発展可能な環境社会の形成のために、以下のように行動します

- OA機器や電化製品の省エネルギー化の推進
- 太陽光発電等の自然エネルギー施設の導入の拡大
- 冷暖房設定の適切な管理による省エネルギー化を推進
- 大和町公共施設等総合計画及び長寿命化計画に基づく町有施設の建設・大規模改修・維持管理に伴う再生可能エネルギー有効活用の推進
- 町民バス、スクールバス、デマンドタクシーなどの充実による CO<sub>2</sub>排出抑制の推進
- 公用車に低公害車の導入を推進
- ペーパーレス化等による紙の使用量削減や紙類の再利用、再資源化を推進
- 不法投棄パトロールの実施及び不法投棄物の撤去
- ごみの収集運搬等による快適な住環境の保持
- 庁舎等から排出されるごみのリサイクルの推進 など

○広報、学習、啓発、町民参加の推進のために、以下のように行動します

- 町独自の環境マネジメントシステム(たいわ EMS)による持続可能なまちづくりの推進
- 児童青少年の体験・交流事業の推進
- 研修、シンポジウム等への職員参加や庁内での環境保全に関する研修の企画、開催
- 環境衛生、除草等の環境保全活動の推進
- 事業者との環境保全協定締結の推進
- 庁内の環境関連情報の共有化を徹底
- 環境に関する情報を町 HP に掲載
- ポイ捨て・不法投棄防止の看板の設置 など

## 2. 地域別環境配慮指針

### (1) 地域別環境配慮指針の位置づけ

本町は、西にそびえる船形連峰の山々から東の吉田川流域に広がる平地部まで特徴的な地形、土地利用で構成されています。

本計画に掲げる環境像

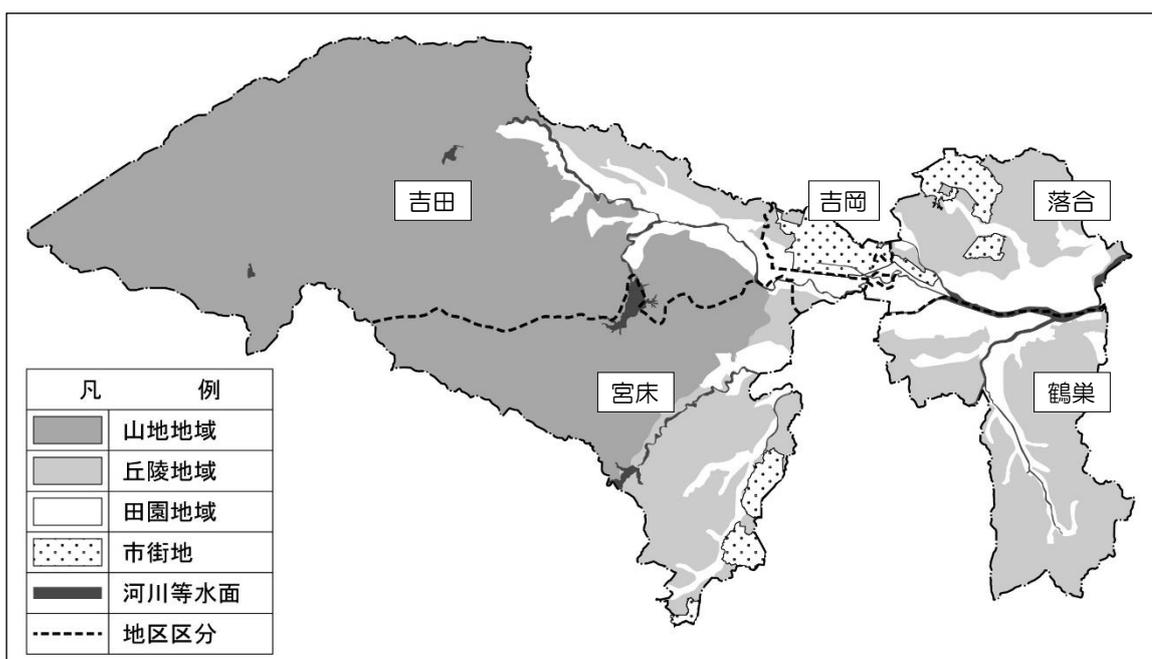
『七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り 次世代へ引き継ぐまち 大和』

の実現に向けて、前項の行動指針に基づく町、町民及び事業者の皆さんの実践とともに、日常生活や産業活動を展開する基礎的な条件・要素である「土地」について、常日頃から環境への負荷や影響を最小限に抑えるような配慮を行っていく必要があります。

そこで本項は、土地利用の側面から見た環境保全のあり方について、町全体を山地地域、丘陵地域、田園地域及び市街地の4つの地域に大別し、それぞれの特性を踏まえた各地域における配慮事項を「地域別環境配慮指針」として示すものです。また、このうちの市街地については、開発に伴う環境への負荷をできるだけ抑えていく必要があることから、住宅、商業及び工業・流通の用途別に開発事業における配慮事項を示します。

【土地利用の地域区分】

地域区分	地域の概要	地区区分との対応				
		吉岡	宮床	吉田	鶴巣	落合
山地地域	町西部の七ツ森から船形連峰にかけての山地地域		○	○		
丘陵地域	町中央部から東部に広がる田園地帯と市街地を取り囲むように連なる丘陵地域		○	○	○	○
田園地域	町中央部から東部の吉田川をはじめとする主要河川の流域に広がる田園地域		○	○	○	○
市街地	吉岡地区やもみじヶ丘・杜の丘地区、松坂平地区等の市街地（市街化区域）	○ (吉岡)	○ (もみじヶ丘等)			○ (松坂平等)



## (2) 地域別環境配慮指針

### ① 山地地域における環境配慮指針

- 県立自然公園船形連峰や七ツ森の山々、桑沼や南川ダムの水辺等を含む極めて自然環境の豊かな地域であり、ニホンカモシカをはじめとする貴重な動植物が数多く生息しています。当地域は、町民が登山や自然型のレクリエーションを楽しむ場となっています。
- 緑・水・動植物といった豊かな自然を私たちみんなの共有財産として、未来の子どもたちのために現在のまま守っていくことを基本とします。
- 自然とのふれあい空間などの環境学習等に必要な施設の整備に当たっては、環境への負荷や影響を最小限に抑えるよう十分配慮していきます。

#### 〈主な環境配慮事項〉

○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下の配慮を行います

- 良好な自然景観や水源の保全、動植物の生育・生息など、当地域の緑が担う重要かつ多面的な役割を踏まえた保全の推進
- 環境への負荷・影響に十分配慮しながら、レクリエーション等の自然とのふれあい空間の充実
- 多種多様な生物による生態系のバランスを守るために、希少野生生物の保護の推進
- 元来地域にいない生き物(外来種等)や植物を自然の中に放たない等、地域本来の生態系の保護

### ② 丘陵地域における環境配慮指針

- 市街地や田園地域を取り囲むように連なる森林を主体とする丘陵地で、これらの自然と共存する数多くの集落が形成されています。
- 近年、一部で市街地の開発等が進みましたが、ほとんどの地域は現在も豊かな自然が広がっていることから、私たちの暮らしに身近な里山として、山地地域と同様に現在の自然環境を保全していくことを基本とします。
- 集落の活性化や町の発展のために必要な開発等を行う場合は、周辺環境に及ぼす負荷や影響に十分に配慮して進めていきます。

#### 〈主な環境配慮事項〉

○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下の配慮を行います

- 民有林の適正な維持・管理を促進するとともに、林業後継者の育成を推進
- 中山間農地の維持・保全や遊休農地の有効活用を促進
- 地域が有する豊かな自然や農林業資源、伝統文化、里山景観等の保全・有効利用の推進
- 身近な動植物の生育・生息空間にもなっている農業用ため池の適正な維持・管理の推進
- 多様な生物が生息・生育する私たちの暮らしに身近な自然空間として、継続した保全の推進

○安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下の配慮を行います

- 土砂災害等災害の危険性のある区域については、防災対策の推進とともに周辺町民への周知・啓発と防災関連施設の維持管理を推進

○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下の配慮を行います

- 背後に連なる山々と一体となった里山の景観を守るとともに、地域内に残る歴史・文化遺産の保存を推進
- 周辺環境を損なうことのないよう十分配慮した集落内の道路や公園、合併処理浄化槽等生活基盤施設の整備の推進

### ③ 田園地域における環境配慮指針

- 吉田川をはじめとする主要河川流域の平地部に広がる大地の恵み豊かな穀倉地帯であり、本町の基幹産業の一つである農業の生産基地として重要な役割を担っています。
- 田園のもたらす様々な恩恵と大切さを認識したうえで、保全を基本としながら必要となる基盤整備等を進め、集落の維持・活性化と土地の有効利用を図ります。
- 地域内における新たな開発等については、周辺の環境に及ぼす負荷や影響に十分な配慮を行ったうえで進めていきます。

〈主な環境配慮事項〉

○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下の配慮を行います

- 良好な景観や動植物の生息・生育、防災等の多面的な機能を踏まえた集団的な優良農地の保全・整備の推進
- 循環型や環境保全型などの環境にやさしい農業を推進
- ふれあい農園などを活用した住民等との交流活動を推進
- 農業用水路の周辺は、できるだけ親水性の高い水辺空間としての整備を推進
- カエルやトンボ、ホタルなどの田園地域ならではの生態系の保全・回復を推進

○安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下の配慮を行います

- 水害、土砂災害等災害の危険性のある区域については、防災対策の推進とともに周辺町民への周知・啓発と防災関連施設の維持管理を推進

○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下の配慮を行います

- 周辺環境を損なうことのないよう十分配慮した集落内の道路や公園、農業集落排水事業等生活基盤施設の整備の推進

○持続発展可能な環境社会の形成のために、以下の配慮を行います

- 農業関連廃棄物の回収徹底と適正処理の促進

## ④ 市街地における環境配慮指針

- 当地域は、歴史のある吉岡地区を中心に各種都市機能が集積し、町民や事業者の皆さんなどによる多様で活発な都市活動が展開されています。また、仙台市泉区の市街地に連担してもみじヶ丘・杜の丘地区に住宅を中心とした市街地が形成されています。しかし、市街化の進展は周辺の農地や森林等の自然を減少させ、大気や水質を汚染・汚濁させるなど、少なからず何らかの負荷・影響を環境に与えています。
- 良好な景観の保全や周囲の自然との調和を図りながら、多くの人々が住み、暮らし、働き続けられる良好な市街地環境の形成を目指します。
- 本町の一層の発展に向けた新たな市街地の開発・整備に当たっては、環境への負荷や影響を最小限に抑えるよう十分配慮していきます。

## 〈主な環境配慮事項〉

## ○自然環境の保持、変化の抑制のために、以下の配慮を行います

- 日常生活にうるおいを与える貴重な水辺空間として、市街地内の河川、水路及び堤・池等の保全・整備を推進
- 当該区域及び周辺の自然環境の維持・保全に十分な配慮・対策を講じた新たな市街地の開発・整備の推進

## ○安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全のために、以下の配慮を行います

- 公共下水道事業の推進による適切な排水処理の推進
- 河川改修による水害対策の推進
- 工業団地や流通業務団地における大気汚染防止対策の徹底を図るとともに、産業活動に伴う騒音・振動・悪臭等の防止を推進

## ○歴史・文化的資源の保全・活用や美しい環境の創出のために、以下の配慮を行います

- 城下町の面影を残す街並みや良好な市街地景観の保全・創出
- 市街地内の寺社や名木・古木等は、貴重な歴史・文化遺産として引き続き保全を図るとともに、各地区のシンボルとしてまちづくりへ活用
- 都市公園等の計画的な配置・整備を推進するとともに、公共施設や学校、工場、大規模店舗、宅地等における敷地内緑化を推進し、緑豊かな市街地を形成

## ○持続発展可能な環境社会の形成のために、以下の配慮を行います

- 公共施設の整備・運営をはじめ日常生活、事業活動における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を促進
- バス等の公共交通機関の充実と利用促進を図り、自家用車利用の低減による二酸化炭素排出量の抑制を推進

## ○広報、学習、啓発、町民参加の推進のために、以下の配慮を行います

- 町、町民及び事業者が協力・協働して、環境保全のためのまちづくり活動を推進
- ペットの飼育マナーを徹底し、住民みんなによる良好な環境の維持を推進

## ⑤ 開発事業における環境配慮指針

■本町の発展に向けて必要となる新たな市街地の開発・整備に当たっては、環境への負荷や影響を最小限に抑えるよう十分配慮していきます。

### 〈主な環境配慮事項〉

○開発事業全般について、以下の配慮を行います

- 計画地の地形、地質、生物生息域等の環境特性を十分に把握し、計画地周辺の森林や農地、水辺等の自然環境の保全対策を講じる
- 自然度の高い地域では、面的な開発や自然環境の著しい改変を伴うような事業、水源に影響を及ぼすような事業は行わないように配慮する
- 計画地周辺に分布する歴史・文化遺産の保全対策を講じる
- 住宅地と工業・流通業務地との混在を避けるなど周辺の土地利用との整合を図る
- 上下水道や幹線道路等の各種都市基盤施設の整備状況・計画との整合を図る
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、雨水流出量、廃棄物等の発生・増加を抑制する保全対策を講じる
- 計画地内における緑の保全・創出や雨水の地下浸透及び有効利用を図り、地域における水循環の保全対策を講じる

### 1) 住宅系開発事業

- 計画地内の良好な樹林地や水辺はできる限り保全するとともに、これらを生かしたうらおいとやすらぎのある空間形成に努める
- 住宅の敷地内や道路の緑化等により、うらおいのある住宅環境の形成に努める
- 良好な街並みや景観の確保・創出により、美しい生活空間の形成に努める

### 2) 商業系開発事業

- 敷地内の緑化を図るとともに、七ツ森の眺望の確保や周辺と調和した良好な街並み景観の形成に努める
- 自家用車を利用した買い物に伴う交通渋滞や交通障害が発生しないよう適切な措置を講じる

### 3) 工業・流通業務系開発事業

- 緩衝緑地となる敷地外周部の緑化や敷地内の緑化など、自然との共生に努める
- 七ツ森の眺望の確保や周辺と調和した良好な景観の形成に努める
- 通勤や物流による自動車の交通渋滞や交通障害が発生しないよう適切な措置を講じる
- 施設の稼働や物流交通により、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等の環境問題を引き起こさないようにする
- 産業廃棄物の適正処理を徹底する
- 資源やエネルギーの節約及び循環利用とともに、再生可能エネルギーの導入に努める

## 第6章 計画の推進方策



## 第6章 計画の推進方策

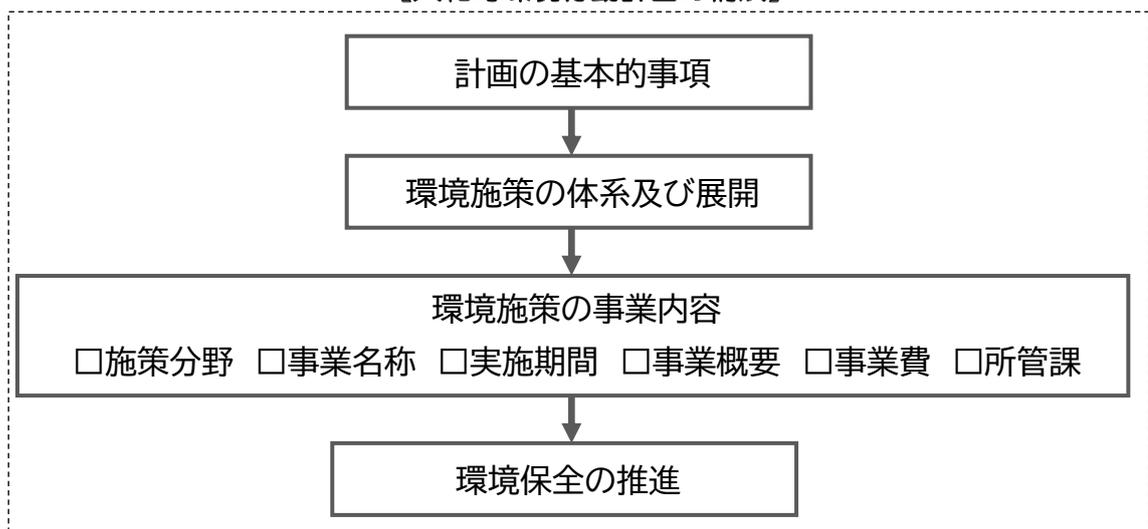
### 1. 大和町環境行動計画の策定

本計画で定めた計画の目標と施策の展開に沿った環境施策の具現化を図るため、本計画の策定に合わせて、大和町環境基本条例第 12 条に位置づけられている環境行動計画を策定します。

環境行動計画は、本計画の「第 4 章 2. 施策の展開」に基づき、環境保全活動に係わる行動を具体的に明らかにするものです。

特に、町は積極的に環境保全に関する様々な事業展開を行うこととし、各事業について対象、実施期間、事業内容、実施効果、概算事業費等を示していきます。また、町民、事業者の環境配慮行動を誘導するために、町民、事業者の皆さんへの環境情報の提供、環境保全活動の団体の育成、環境配慮活動への助成、支援等を進めます。

#### 【大和町環境行動計画の構成】

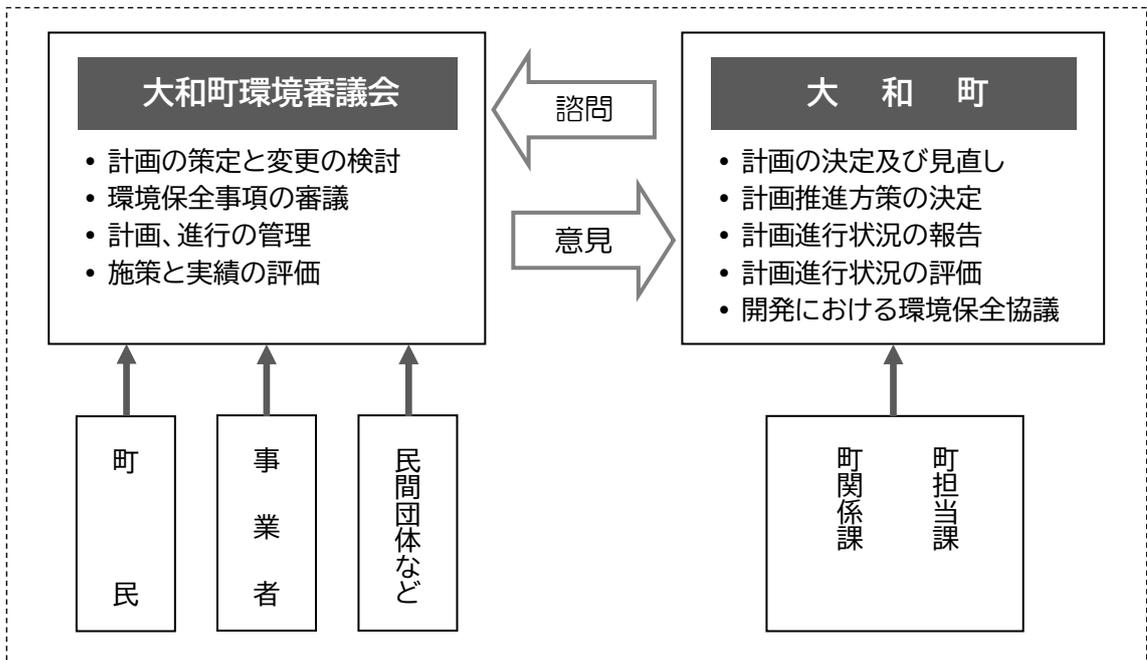


### 2. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、町による施策の推進が重要となることはもとより、町、町民及び事業者や民間団体が協力・協働することができる体制づくりが重要となります。

そのため、町民、事業者、各種団体の代表者からなる環境審議会を組織するとともに、審議会の意見を反映しながら総合的な検討や調整を行い、協力・協働体制のもと本計画の効率的な推進を図っていきます。

【計画の推進体制】

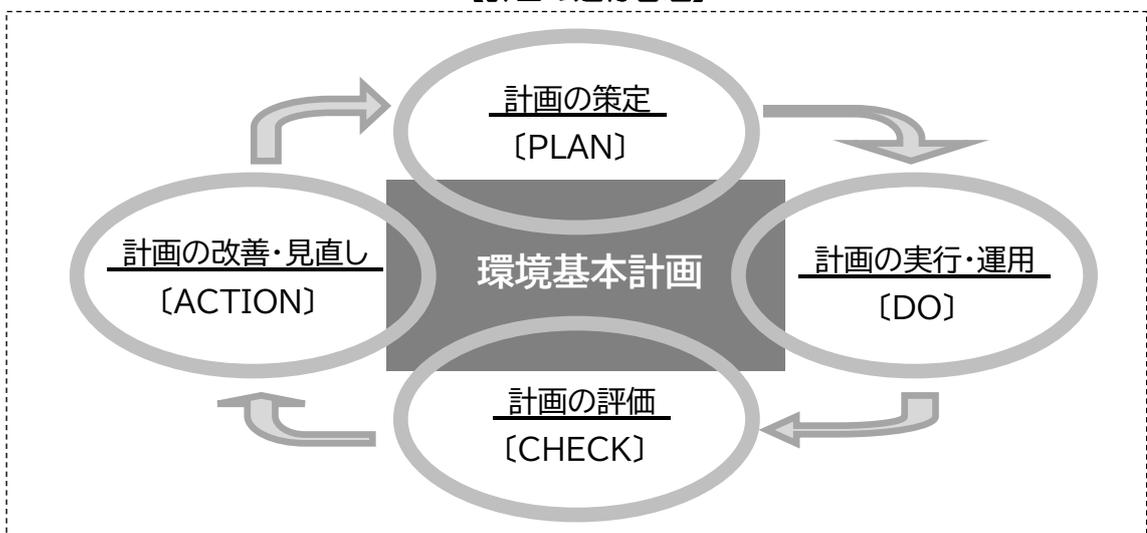


### 3. 計画の進行管理

本計画の目標や施策が的確に実施され、環境保全等に関する意図した効果が発揮されているかどうかを確認するため、定期的に各施策の実施状況を把握するとともに、事業評価を行います。

この実施状況、事業評価の結果をもとに、必要に応じて計画の見直しについて検討し、環境目標の実現を図っていきます。

【計画の進行管理】



## 4. 広域的な連携

国や県等の施策との整合を図るとともに、周辺市町村との連携を図り、広域的な環境問題や地球環境問題に適切に対応していきます。

国や県等と連携して、最新の環境情報や技術の活用に努めます。

### ○国や県との連携について

- 国及び県が策定する上位計画や関連計画との整合を図りながら、本計画の推進を図ります。
- 国や県による環境保全対策に対応した施策の推進を図ります。
- 環境関連の情報は、国や県との連携のもとに町民、事業者への周知を図ります。

### ○近隣市町村との連携について

- 周辺市町村にまたがる環境問題については、周辺市町村と連携・協力を図り、対策を講じます。
- 本町の環境情報を周辺市町村にも周知することにより、町外の人々にも本町の環境について理解を深めていただけるよう努めます。

# 卷末資料

1. 用語集
2. 大和町環境基本条例
3. 大和町環境審議会



## 1. 用語集

【 】内に、計画本文における初出掲載ページを示しています。

### あ行

#### 悪臭【18ページ】

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言う形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、広範囲に被害が広がることもあります。「悪臭防止法」では、「不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、現在22種類の化学物質を特定悪臭物質として規制しています。

#### 一般廃棄物【48ページ】

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は、更に「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

#### エコドライブ【61ページ】

環境への負荷の低減に配慮した運転技術や心がけのことです。発進を緩やかにする、空ぶかしを避ける、相乗りの習慣などで、エコドライブを実践すると燃費が上がり、ガソリン代も節約することができます。

#### 温室効果ガス【2ページ】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

### か行

#### カーシェアリング【61ページ】

1台の自動車を複数の会員が共同で利用するシステムです。レンタカーに似ていますが、会員制であり無人貸し出しによる24時間利用が可能であることから、よりマイカーに近い感覚で利用できるものになっています。マイカーを持たないことで自然に「必要となしに必要な分だけ自動車を使う」という行動につながり、結果として環境負荷の低減につながります。

#### カーボンニュートラル【24ページ】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出をできるだけ減らした上で、植林、森林管理等による吸収によって、差し引きを実質的にゼロにすることを言います。

#### 海岸漂着物【23ページ】

海岸に漂着するごみの中で、海岸漂着物処理推進法では「海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物」と定義しています。海藻、漁具、プラスチック製品等が多く、自然物が約6割、人工系のごみが約4割となっています。

#### 外来生物【60ページ】

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物です。在来生物を駆逐する、農作物への被害を起こすなど、自然環境や経済などに大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 環境基準【12ページ】

「環境基本法」で規定される、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準のことです。

#### 環境配慮行動【70ページ】

環境に配慮した生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのことです。

#### 環境負荷【3ページ】

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼしませんが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としています。

#### 環境保全型農業【44ページ】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減や持続可能性に配慮した農業のことです。

#### 環境マネジメントシステム(たいわEMS)

##### 【16ページ】

大和町が環境へ負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めるため、独自に環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けた取り組みのことです。

#### 関東・東北豪雨【22ページ】

2015年(平成27年)9月9日から11日にかけて関東地方及び東北地方で発生した豪雨災害。大和町では24時間雨量が300ミリを超える記録的な豪雨となり、吉田川などが越水し家屋や道路、田畑などに大きな被害をもたらしました。

#### 気候変動【2ページ】

気候変動は、気温及び気象パターンの長期的な変化を指します。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然の要因もありますが、近年は主に化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼による人間活動が気候変動を引き起こしていることから、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっています。

#### グリーン購入【21ページ】

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方です。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」がガイドラインなどを示しています。

#### 公害【23ページ】

「環境基本法」で規定される、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることです。平成24年9月19日に「環境基本法」が改正施行され、放射性物質が公害物質に位置付けられました。

#### 光化学オキシダント【13ページ】

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

## さ行

### 最終処分【22ページ】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されています。

### 再生可能エネルギー【12ページ】

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定しています。

### 産業廃棄物【21ページ】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定される廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類です。また、特定の事業活動によって排出される場合に産業廃棄物と分類される廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず、動植物のふん尿など)があります。

### 次世代自動車【54ページ】

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に優しい自動車です。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車等が該当します。

### 自然公園【11ページ】

優れた自然の風景地として法令に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園の総称です。国立公園と国定公園は「自然公園法」に基づいて環境大臣が指定し、県立自然公園は県立自然公園条例に基づいて知事が指定します。

### 自然環境保全地域【11ページ】

自然環境保全地域とは、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のことで、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全が特に必要な地域として指定されます。

### 指定廃棄物【22ページ】

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」で規定される、放射性物質の付着した廃棄物のうち、放射性物質が一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超えることで環境大臣の指定を受けた廃棄物で、国の責任のもとで処理されることとなっています。

### 循環型社会【21ページ】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

### 浚渫【44ページ】

河川や港湾などで、水底の土砂等を掘り上げる工事を浚渫工事と言います。ヘドロ等の汚れを取り除くことで水質が改善されるほか、河川の流下能力を高め、増水した際の水位を低下させることができます。

### 省エネルギー【21ページ】

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと

です。我が国では、省エネ法に基づき、省エネルギーの推進に努めています。

### 食品ロス【2ページ】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは、事業者からのものが5割強、家庭からのものが5割弱となっているため、家庭・事業者ともに意識して食品ロスを減らしていくことが必要となっています。

### 振動【25ページ】

公害とされる振動については、工場や事業所の振動、建設作業振動、自動車や鉄道による交通振動などが挙げられます。

### 生態系【60ページ】

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く環境(気象・土壌・地形・温度等)を、相互に関係を持つひとつのまとまりとしてとらえたものです。

### 生物多様性【21ページ】

森や川、海などで生息・生育する生きものの豊かな個性と、自然を介して他の生きものとの間に持たれるつながりのことです。「生物多様性条約」では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

### 騒音【12ページ】

人が聞こえる音のうち、聞き手が不快と感じる音です。公害騒音としては、工場や事業所の騒音、建設作業騒音、自動車や鉄道による交通騒音、飲食店などの深夜営業による騒音、商業宣伝などの拡声機騒音などが挙げられます。

### 造林【44ページ】

現在ある森林に手を加えることにより目的にあった森林の造成を行うこと、又は、新たに森林をつくることです。

## た行

### 太陽光発電【12ページ】

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムです。太陽光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されています。

### 脱炭素社会【19ページ】

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会です。

### 地球温暖化【2ページ】

人為的な活動によって、石炭や石油などの化石燃料の燃焼や、森林伐採などによって排出される温室効果ガスによって、地球の平均気温が上昇する現象です。海面上昇や異常気象の頻発などの被害をもたらす可能性があります。

### 地域循環共生圏【19ページ】

各地域がそれぞれの地域資源を活用して自立した地域をつくることともに、地域同士が個性を生かして支え合うネットワークを形成し、「自立・分散型社会」を目指す考え方です。自然資源を持続可能な形で活用していくこととともに、自然環境の維持・回復が前提となります。

### 中山間地域【44ページ】

平野の外縁部から山間地に至るまでの地域で、日本の国土面積の約7割を占めています。国土の保全や水源かん養等の公益的機能や、高い食料供給力といった重要な役割を持っていますが、近年は人口減少等により維持が困難となっているため、対策が必要とされています。

### 低排出ガス認定車【16ページ】

低排出ガス認定車とは、排出ガス中の有害物質の排出量が、最新の規制値より大幅に少ない自動車のことです。国土交通

省が認定しており、認定車にはステッカーが貼られています。低排出ガス認定車は、大気汚染や地球温暖化の防止に貢献するとともに、燃費が良いというメリットがあります。

### デマンドタクシー【54ページ】

利用する日時を電話等で予約し、その時間帯に予約した人々を乗り合い形式で送迎する公共交通サービス。ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗り合い・低料金というバスに準じた特長を兼ね備えており、令和3年度末(2021)には592市町村において導入されています。

### テレワーク【62ページ】

情報通信技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方をすることを言います。Tele(離れた)とWork(仕事)を組み合わせた造語です。通勤時間の削減によってゆとり時間を生み出す、自動車通勤によって発生する大気汚染物質の削減などのメリットがあります。

### 土壌汚染【40ページ】

特定有害物質による土壌が汚染されることです。「土壌汚染対策法」では、健康被害を及ぼす特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどを指定しています。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、健康被害を及ぼす農畜産物が生産される恐れや、農作物等の生育を阻害する特定有害物質として、カドミウム、銅、ヒ素を指定しています。

## は行

### バイオマス【13ページ】

生物資源量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源であって、石炭、石油、天然ガスといった化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物に分類されており、再生可能で、カーボンニュートラルな資源と言われています。また、バイオマスのうち、木材からなるものを木質バイオマスといい、バイオマスの中でも特に利用が進んでいます。木質バイオマスは、樹木の伐採で発生する枝葉などの森林由来のものや、木材加工の製造過程で発生するもの、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など生活由来のものがあります。

### パリ協定【2ページ】

2015年12月に国連で採択された、気候変動に関する国際的枠組みで、1997年に採択された京都議定書の後継となるものです。途上国を含む全ての参加国に、温室効果ガスの排出削減・抑制目標が定められています。また、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが定められました。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)【13ページ】

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下のものです。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、環境基準が定められています。

### フードバンク【61ページ】

まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人や施設へ届ける社会福祉活動です。

### 浮遊粒子状物質【13ページ】

浮遊粒子状物質 (SPM)とは、大気中に浮遊する粒子状物質 (浮遊粉じん、エアロゾル等)のうち、粒径が10μm以下のもの。工場や車両からの排出、土壌の飛散などによって発生し、呼吸器系への影響や、心臓病、肺がんなどの健康被害を引き起こす可能性があるほか、大気視程の悪化や、酸性雨の原因となるなど、さまざまな環境問題を引き起こす原因となっています。

### フロン類【24ページ】

フッ素と炭素の化合物である「フルオロカーボン」の総称で、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)をフロン類としています。特定フロンは、オゾン層破壊に影響が強いとされているフロン類(CFCとHCFC)のことで、生産・消費の全廃が決まっています。代替フロンは、オゾン層への影響は小さいものの、温室効果が二酸化炭素の数百倍から1万数千倍と高いことから、適切な回収・破壊が必要です。

### 保安林【6ページ】

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健等森林の公益目的を達成するために指定される山林で、農林水産大臣または都道府県知事によって指定されます。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採等が規制されます。

## ま行

### マンホールカード【58ページ】

下水道への理解・関心を深めるためのコミュニケーションツールとして、下水道広報プラットフォームが地方公共団体と協働で発行しているカード。

### みやぎe行動 (ecodo!) 宣言【21ページ】

e行動とは、省エネや節水、リサイクルなどの環境にやさしい行動(環境配慮行動)をいい、宮城県が県民・事業者の方に、日々の生活で取り組んでほしい項目を選択・宣言し、実践してもらうのが「みやぎe行動(ecodo!)宣言」です。

## や行

### 遊休農地【65ページ】

農地法で定められた法令用語で、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)」と「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」が該当します。

## 数字・アルファベット

### 3R【54ページ】

「Reduce(廃棄物の発生抑制)・Reuse(再使用)・Recycle(再生利用)」の3つの取り組みの頭文字をとったもので、廃棄物をなるべく出さない社会をつくるための基本的な考え方です。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。

### COOL CHOICE【22ページ】

地球温暖化対策のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品」「サービス」「行動」の賢い選択を呼びかける取り組みのこと。COOL CHOICEの対象となるのは、省エネ家電やLED照明、公共交通機関の利用、エコな食生活など、さまざまなものがあります。COOL CHOICEの取り組みは、一人ひとりの小さな選択の積み重ねで、地球温暖化対策に大きな効果をもたらす可能性があります。

### ESD【21ページ】

Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されています。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行

動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

#### Fun to Share【22ページ】

地球温暖化対策の最新の知恵をみんなで楽しくシェアするための検索サイトです。活動に賛同した企業・団体は、低炭素社会をつくっていくための技術や取り組みを検索することができます。

#### FIT【13ページ】

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度です。

#### PM2.5

→「微小粒子状物質(PM2.5)」を参照

#### SDGs（持続可能な開発目標）【2ページ】

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた、2030年までに持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標です。飢餓や貧困、エネルギー、気候変動等、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

## 2. 大和町環境基本条例

平成15年3月26日大和町条例第11号

### 前文

私たちのまち大和町は、船形連峰の山並みに囲まれ、心のふるさとセツ森や、豊かな自然から湧き出る清らかな水に恵まれた肥沃な大地を持ち、四季が織りなす美しい自然環境を有しています。

また、まほろばの里にふさわしく、縄文時代からの遺跡もあり、太古の昔から人々が暮らし始めた、住みよい自然環境を持つ歴史のある町でもあります。

私たちは、この豊かな自然環境と、先人の築いた歴史を大切に、自然と共生する安全で地域の特性を生かしたまちづくりを目指しています。

しかし、今日まで地球人としての私たちは、日常生活や事業活動において便利さを求めるあまり、大量の生産と消費、そして廃棄というシステムを確立してしまいました。この結果、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模で生きるもの全ての存続基盤さえも危うくしようとしています。

私たちは、先人から受け継いだ恵み豊かな自然環境を、将来の子孫に引き継ぐ責任があります。そこで環境に配慮した新しい地域社会の構築に向けて、町、町民及び事業者が協力協働しながら、みんなで力をあわせ、互いに学び、自ら進んで参加する、自然及び生活環境に配慮したまちづくりをするために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の町民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に与える影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動により地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気汚染、野生生物の種の減少、その他地球全体又はその広範な部分に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全に関わる支障のうち、事業活動など人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭及び光害によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、健康で安全かつ快適な生活に欠くことができないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合えるよう公平な役割分担によって、将来の世代の町民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、自然環境と調和した歴史的景観の保全及び、先人が築いた文化の所産から、環境の大切さについて多くの学ぶべき事があることを知り、これらを行動の中に生かすことにより行われなければならない。
- 4 環境の保全は、資源が有限であり環境の復元力にも限界があることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において自らの課題として積極的に推進されなければならない。

#### (各主体の連携)

第4条 町、町民及び事業者は、それぞれの役割の中で良好な環境を保全する責務を果たすために、互いに連携していかなければならない。

#### (町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施するとともに、その評価を行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、町民及び事業者が行う環境の保全に関する事業又は活動(以下「環境保全活動」という。)に協力協働しなければならない。

#### (町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町が実施する環境の保全に関する施策及び事業者が行う環境保全活動に協力協働しなければならない。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い、良好な環境を阻害することがないように、自らの負担と責任において適切な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策を推進しなければならない。

- 2 事業者は、資源及びエネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制等を進めることにより、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策及び町民が行う環境保全活動に協力協働しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する施策

### 第1節 施策の基本方針等

#### (施策の基本方針)

第8条 町は自らが策定し実施する施策を、環境優先の理念の下に、環境の保全を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、生活環境を保全しなければならない。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保しなければならない。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びに、七ツ森に象徴される豊かな自然景観の特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図るものとする。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境の保全に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献しなければならない。

#### (環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大和町環境審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合性の確保等)

第10条 町は、環境施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

#### (報告書の作成)

第11条 町長は、環境基本計画に基づき実施した施策等に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### (環境行動計画の策定等)

第12条 町長は、環境基本計画に基づき、町、町民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定しなければならない。

2 町、町民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動しなければならない。

### 第2節 環境の保全に関する基本的施策

#### (規制の措置)

第13条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制又は防止するための誘導の措置を講じなければならない。

#### (開発行為の事前協議)

第14条 宅地の造成、施設の建設その他の土地の形質を変更する目的で1,000平方メートルを超える行為については、あらかじめ大和町開発指導要綱にのっとり町長と協議しなければならない。

#### (協定の締結)

第15条 町長は、生活環境及び自然環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者等と公害防止及び環境保全に関する協定を締結しなければならない。

#### (誘導的措置)

第16条 町は、町民及び事業者が自主的に行う環境保全活動を促進するために必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(緑豊かな環境の確保)

第17条 町は、船形連峰及び七ツ森に象徴される緑豊かな景観を大切に、森林等の保全及び市街地等の緑化の推進に関し必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第18条 町は、環境の保全に関する公共的施設の整備推進を図るために、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等の推進)

第19条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第20条 町は、再生資源その他、環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(公共用水域の水質保全)

第21条 町は、公共用水域の水質改善を図るため、生活雑排水による汚濁防止に関する施策を促進するとともに、町民及び事業者に適正な排水方法について指導及び啓発を行わなければならない。

(環境学習、環境教育の推進)

第22条 町は、町民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が自主的に推進されることとなるように、環境についての学習及び教育に関し、必要な措置を講じなければならない。

(町民等の自発的な活動の促進)

第23条 町は、町民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動、環境美化活動、その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第24条 町は、環境の保全に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供しなければならない。

(環境の状況の把握)

第25条 町は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握し、環境に影響を及ぼすと認められる場合、環境の変化に伴う影響の予測に関する調査及び研究を実施しなければならない。

(広域的な環境保全)

第26条 町は、自らが策定し実施する施策について、町域のみならず、広域的な環境の保全が図られるように努めるとともに、広域的な取り組みを必要とする環境の保全に関する施策については、国、他の地方公共団体と協力してその推進を図らなければならない。

### 第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第27条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他、地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

- 2 町は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

### 第3章 環境の保全に関する施策を推進するための体制

#### (総合的な調整のための体制)

- 第28条 町は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

#### (町民との協働体制)

- 第29条 町は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、町、町民、事業者及び民間団体が協力協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

### 第4章 環境審議会

#### (環境審議会)

- 第30条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関し基本的事項を調査審議するため、大和町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を町長その他関係機関に求めることができる。

- 4 審議会は、環境の保全に関する事項について、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(平28条例18一部改正)

- 第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの

- (2) 各種団体の代表者

- (3) 関係行政機関の職員

- (4) 事業者の代表

- (5) その他町長が必要と認めた者

(平28条例18追加)

#### (任期)

- 第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(平28条例18追加)

#### (会長及び副会長)

- 第33条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28条例18追加)

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平28条例18追加)

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(平28条例18追加、令4条例15一部改正)

## 第5章 雑則

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平28条例18追加)

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月9日大和町条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月29日大和町条例第15号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 3. 大和町環境審議会

#### (1) 委員名簿

○大和町環境審議会委員名簿（敬称略）

No	役職名	氏名	備考
1	会長	高橋 高	【各種団体の代表者】 大和町環境衛生組合連合会 会長
2	副会長	木皿 田鶴子	【学識経験を有するもの】
3	委員	犬飼 元子	【各種団体の代表者】 大和町婦人会連絡協議会 副会長
4	委員	奥山 喜明	【各種団体の代表者】 大和町PTA連合会 鶴巣小学校PTA会長
5	委員	高橋 栄志	【各種団体の代表者】 黒川森林組合 総務課長
6	委員	田中 孝幸	【関係行政機関の職員】 黒川地域行政事務組合 業務課長
7	委員	庄子 克巳	【関係行政機関の職員】 宮城県仙台保健福祉事務所技術副所長兼環境衛生部長
8	委員	喜世 英樹	【事業者の代表】 東北計器工業株式会社 企画総務部総務グループ主幹 (大和町企業等連絡懇話会)
9	委員	坂元 昭智	【事業者の代表】 株式会社タイワ（読売新聞・仙台工場）取締役工場長 (大和リサーチパーク企業連絡会 栄和会)

#### (2) 計画策定の経緯

○計画策定の経緯

年月日	会議名	備考
令和5年8月24日	第28回大和町環境審議会	大和町第三次環境基本計画の策定について ・改定の趣旨、改定スケジュール ・環境の現況
令和5年10月16日	町民意向を踏まえた各種環境施策に関する会議（庁内会議）	大和町第三次環境基本計画の策定について ・計画（素案） ・アンケート調査結果 ・町民意向を踏まえた各種環境施策について
令和5年11月13日	第29回大和町環境審議会	大和町第三次環境基本計画の策定について ・計画（素案） ・アンケート調査結果
令和5年12月5日 ～ 令和6年1月4日	パブリックコメント	大和町第三次環境基本計画（案）について
令和6年2月8日	第30回大和町環境審議会	大和町第三次環境基本計画の策定について ・計画（原案） ・パブリックコメント結果

## 大和町第三次環境基本計画

七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り 次世代へ引き継ぐまち 大和

令和6年度～令和15年度

(2024) (2033)

発行／令和6年3月

発行者／宮城県大和町

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL:022-345-1111 FAX:022-345-4852

大和町公式HP:<https://www.town.taiwa.miyagi.jp>

編集／大和町町民生活課



宮城県大和町